令和6年度
日常生活圏域コーディネーター
活動報告書

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

目次

第1章　日常生活圏域コーディネーターの概要　・・・2
（1）日常生活圏域コーディネーターの機能　・・・3
（2）令和6年度日常生活圏域コーディネーターの配置状況
（3）第1層生活支援コーディネーターの協議体　・・・4
（4）数字で見る日常生活圏域コーディネーターの実践　・・・5
（5）日常生活圏域コーディネーターの人材育成の取組　・・・14
（6）地域福祉型研修センター事業の取組　・・・15

第2章　個別支援事例　・・・16
（1）コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援　・・・17
～50代女性・外国籍・生活困窮～

（2）職場の同僚から金銭搾取を受けている50代男性に対する権利擁護支援　・・・19
～社協内での専門相談機能を活用した事例～

（3）10年もの間同居の父が死去していたことに気づかなかった50代女性の支援ニーズ発見と転居支援　・・・21

（4）配偶者から権利侵害を受けている60代男性への支援　・・・23

第3章　地域支援事例　・・・26
（1）つながりが希薄な公営団地における見守りネットワーク体制構築支援　・・・27

（2）みんなが「おもしろい」「楽しい」を中心につながる、新たな地縁の“わ”　・・・29
～多様な主体によるつながりづくり～

（3）金岡こども館食堂×農事組合法人かなた　・・・31
～こども食堂から広がる個別支援と地域づくりのプロジェクト～

（4）東区こども食堂ネットワーク×こどもに関わる行政・団体職員の交流会　・・・33
【地域福祉型研修センター　創造編研修】

（5）買い物困難者の課題解決に向けた移動販売車の誘致と、地域活動の活性化を結びつける取組　・・・35

推進・運営状況　・・・37

第1章
日常生活圏域コーディネーターの概要

1. 日常生活圏域コーディネーターの概要

（1）日常生活圏域コーディネーターの機能

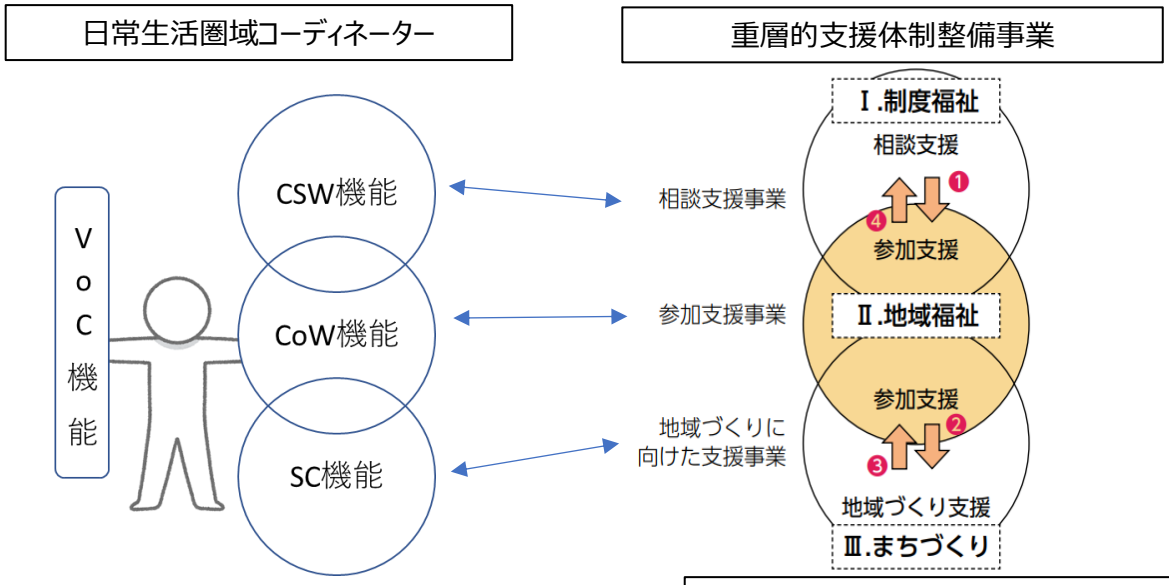

図1 日常生活圏域コーディネーターの3+1の機能
作成：堺市社会福祉協議会 地域福祉課

図2 3つの支援の一体化の構造
出典：平野隆之「重層的支援体制整備事業の評価活動と評価方法」『重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ』評価指標開発委員会・平野隆之編 2022年

堺市における日常生活圏域コーディネーターは、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）機能、コミュニティーワーカー（CoW）機能、第2層生活支援コーディネーター（SC）機能を有し、更に各区事務所に設置されているボランティア相談コーナーとの連携による、ボランティアコーディネーター（VoC）機能も加えた実践を一体的に行っている（図1）。重層的支援体制整備事業における相談支援、参加支援、地域づくり支援は一体的に推進することで循環をつくることが重要であり（図２）、コーディネーターは主に３＋１の機能（CoW,CSW,SC+VoC）を駆使し、多様な主体との協働を促進し、図2の示す循環をつくっている。

（2）令和6年度日常生活圏域コーディネーター配置状況

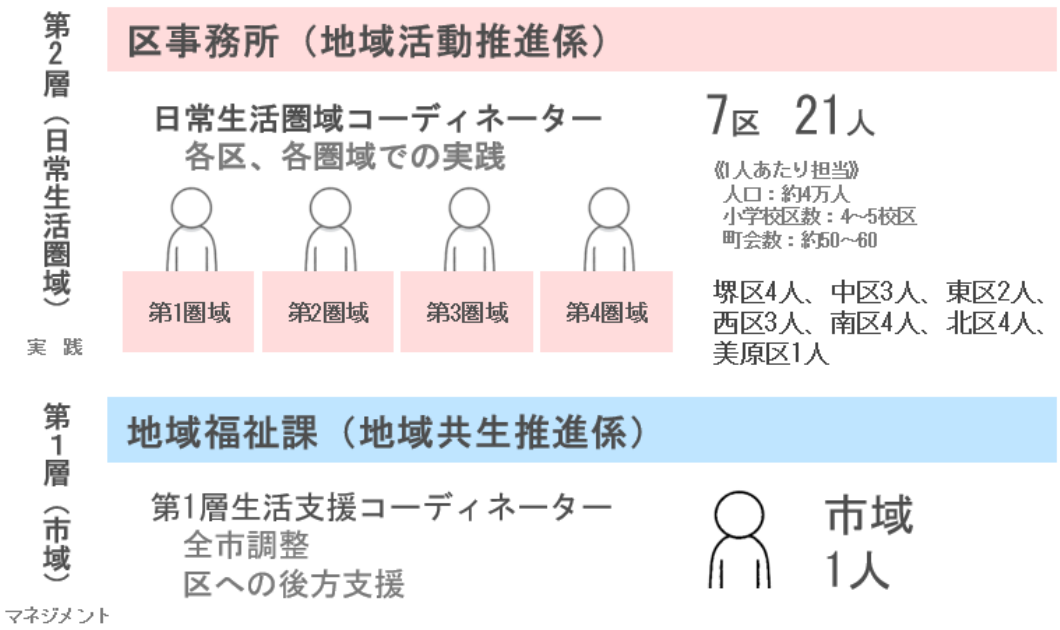

（3）第1層生活支援コーディネーターの協議体

R6

【令和６年度　さかい地域応援プロジェクト会議】
日　時：令和7年2月28日（月）13:30～15：30
場　所：堺市総合福祉館６階ホール
参加者：69人
＜テーマ＞
「創発」と「増進」豊かな多様性のある地域へ
アドバイザー：桃山学院大学社会学部 教授 小野達也氏
＜話題提供＞
・創作フリースペースアトリエ〈繋凪〉つなぎ
・Lii Sports　Studio
・おーるサンドイッチキャンパス
・金岡こども館食堂

堺市全域の協議体を継続して開催
新たな出会いや取組のきっかけとなっている

R5

【令和5年度　さかい地域応援プロジェクト会議】
日　時：令和6年2月22日（木）13:00～15：00
場　所：堺市総合福祉館６階ホール
参加者：62人
＜テーマ＞
新たな発見、出会い、つながりを地域のチカラへ
アドバイザー：桃山学院大学社会学部 教授 小野達也氏
＜話題提供＞
・トーキョーコーヒーNo.211メグル・No.233蔵前町
・オバスターズ、大阪府堺警察署
・株式会社ウェルビーイング阪急阪神、おーるサンドイッチキャンパス

R4

【令和4年度　さかい地域応援プロジェクト会議】
日　時：令和5年2月20日（月）13:30～15：30
場　所：堺市総合福祉会館６階ホール
参加者：62人
＜テーマ＞
多様な主体で理想の地域づくり～福祉・文化・企業3つの視点から～
アドバイザー：桃山学院大学社会学部 教授 小野達也氏
＜話題提供＞
・桃山学院大学社会学部教授 小野達也氏
・小規模多機能ホームりーどけあ
・公益財団法人堺市文化振興財団
・株式会社まころ企画「HONBAKO」

R3

【令和3年度　さかい地域応援プロジェクト会議@オンライン】
日　時：令和4年3月2日（火）14：30～16:00
方　法：オンライン開催
参加者（視聴件数）：137件
＜テーマ＞
やりたいをのばそう！持続可能な地域のつながりへ！
アドバイザー：桃山学院大学社会学部 教授 小野達也氏
＜話題提供＞
・マリリンの家
・一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

（4）数字で見る日常生活圏域コーディネーターの実践

【個別支援】

1）ケース数、活動数、重層的支援体制整備事業別ケース数

・867件（表1）のケースに対応し、合計6,517回（表2）の支援を行い、ケース1件あたりの支援活動回数の平均は7.5回であった。
・867件を重層的支援体制整備事業別に分類すると、表3のとおりになる。アウトリーチ等継続的支援事業では、ケース数が大幅に増加しそれにともない活動数も増加している。また参加支援事業全体でみるとケース数と活動数ともに増加している。

CSW機能で対応した個別支援のケース数　表1

区	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	合計
実件数（R6年度）	222	66	115	133	125	181	25	867
実件数（R5年度）	131	45	62	81	126	88	37	570
実件数（R4年度）	38	57	44	65	87	96	14	401
実件数（R3年度）	55	110	67	53	112	103	27	527

※「実件数」とは、実際に対応した個別支援ケース数（昨年度からの継続ケースを含む）

CSW機能で対応した総活動数　表2

区	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	合計
活動数（R6年度）	1,605	433	549	1,739	951	1,113	127	6,517
活動数（R5年度）	1,306	612	772	1292	658	565	110	5,315
活動数（R4年度）	474	410	218	792	349	707	162	3,112
活動数（R3年度）	298	520	360	223	297	789	288	2,775

※「活動数」とは、個別支援に係る支援対応（本人への直接支援と周りへの環境調整等）を行った回数

重層的支援体制整備事業別ケース数および活動数　表3

事業	R6年度ケース数	R6年度活動数	R5年度ケース数	R5年度活動数	R4年度ケース数	R4年度活動数	R3年度ケース数	R3年度活動数
アウトリーチ等継続的支援事業	813	6,375	542	5,102	389	3,037	523	2,733
参加支援事業	59	110	37	193	15	65	7	34
参加支援事業（定着支援）	2	32	3	20	2	10	3	8

【個別支援】

2）対象者性別、相談経路、対象者の年齢層別の性別

図3　対象者の性別　n＝867

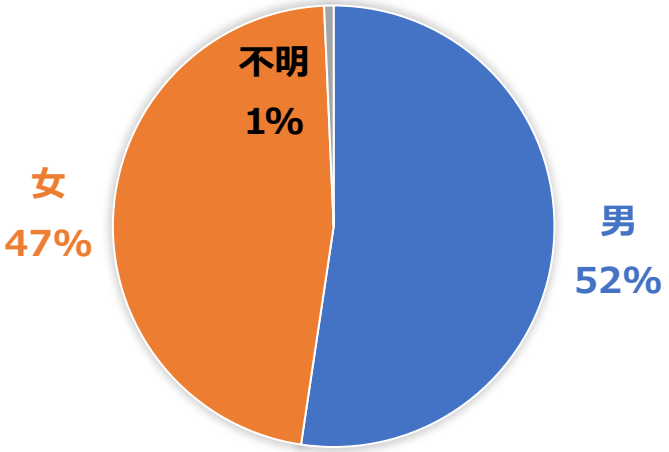

図4　相談経路　n＝867

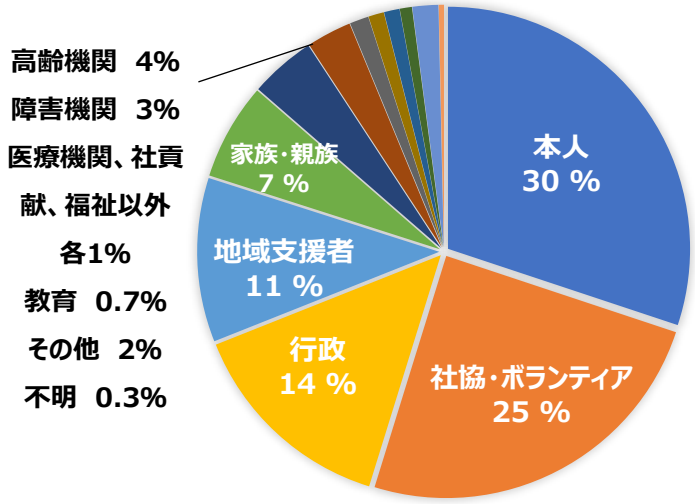

・本人からの相談が30%と最も高くなっている。
・次いで社協・ボランティアが25%、行政14%、地域支援者が11%と高くなっている。
・高齢機関や障害機関等の福祉関係機関や福祉関係以外の医療関係や教育関係の機関からの相談もあり、多様な方面から相談受付を行っている。

図５　対象者の年齢層別の性別

n＝867

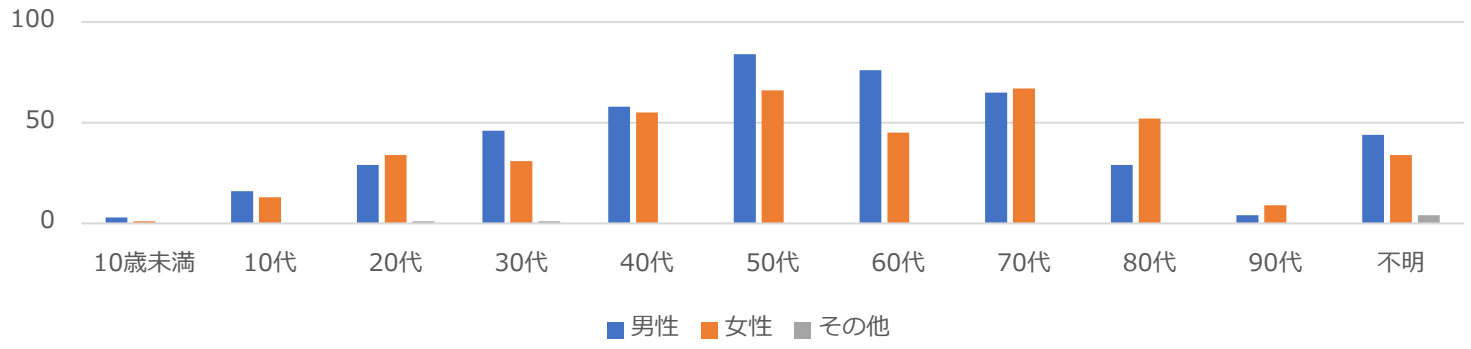

・対象者年齢は50代が17%と最も高くなっているのが大きな特徴であり、30代、40代、50代、60代を合計すると対象者の約50%で、制度のはざまになりがちな状況への支援が中心となってる。

本人からの相談といっても、さまざまなパターンがある。地域支援者から「社協に相談してみたら」と勧められて来所する場合や、区役所内の窓口で社協を紹介されて相談に至る場合が多い。

相談者本人が主体的に相談を行う場合には、支援に対するモチベーションが高いことが多い。一方で、他機関や他者に促されて相談に至る場合や、どの窓口でも対応されなかったことを背景に来所する場合もあり、そのような際には、まず相談者本人の気持ちをしっかりと受け止めることが重要である。

日常生活圏域コーディネーターは、相談を制度や年齢、条件等によって線引きするのではなく、制度のはざまにある課題への支援を行っている。まずは受け止める間口の広さを活かし、柔軟な相談支援を実践している。

【個別支援】

3）相談者の課題、支援種別（直接支援／環境支援）

図6　相談者の課題（複数選択）

・課題が単独であったのは約41%で、約59%は複数の課題を抱えている、複合多問題であった。
・相談者の抱えている課題では、経済的困窮が503件と最も多く、次いで家計管理となっており、生活にまつわる「お金」の問題の割合が高い。「障害」「病気」や「家族関係」「社会的孤立」の課題が続いている。
・課題は多岐にわたっていて、「お金」「健康」「住まい」「就労」「教育」に関する課題以外にも、少数ではあるが「DV・虐待」「自殺」「刑余者」「外国籍」のような課題がある。

図７　支援種別ー支援活動回数割合

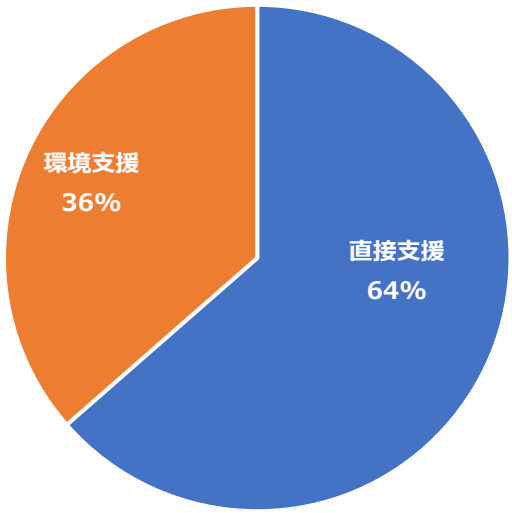

・本人に直接アプローチする直接支援が64%と、本人にまずアプローチする働きが支援の中心となっている。
・一方で、本人を取り巻く支援関係者や地域関係者へのアプローチである環境支援もしっかりと行っている。

【個別支援】

4）相談者の課題における経済的困窮

図8　経済的困窮/年齢層/性別

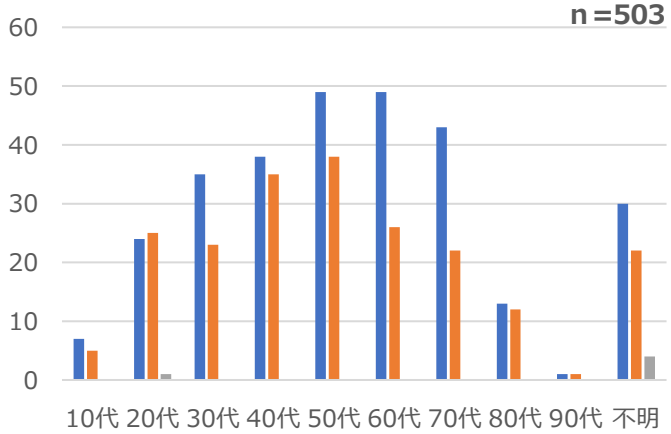

図9　経済的困窮と複合する問題

・図6の相談者の課題のうち経済的困窮503件を年齢と性別で示したのが、図8である。男女とも50代、60代が高くなっている。
・経済的困窮503件において、複合している課題を図9で示しており、「家計管理」、「家族関係」、「病気やメンタルヘルス」が多くなっている。経済的困窮状態には、金銭管理や家族関係、本人の健康状態、精神状態が強く関係している。
・相談者の課題を男女に分けて示したのが表4である。男女とも経済的困窮が最も高く、男性は相談比率も高い。それ以外は男女で差がみられる。特に男女差が大きいものが黄色部分である。男性は、「就労関係」や「コミュニケーション」の課題が高く、女性は「家族関係の問題」「子育て」「ひとり親」の課題が高い。

性別別/課題比較　表4

性別	男性	女性	その他	合計
経済的困窮	289	208	5	502
家計管理の問題	77	75		152
その他メンタルヘルス	57	79	1	137
障害（疑い）	70	62		132
障害（手帳）	66	62	1	129
家族関係・家族の問題	47	80	1	128
病気	60	52		112
社会的孤立	60	45	1	106
その他	38	52	1	91
本人の能力が課題	48	41	1	90
コミュニケーションが苦手	43	28		71
（多重・過重）債務	42	28		70
介護	22	39		61
就職活動困難	37	20	1	58
住まい不安定	27	29		56
外国籍	27	21		48
子育て	9	37		46
ひとり親	8	32		40
就職定着困難	28	12		40
生活習慣の乱れ	19	20		39
DV・虐待	10	19		29
けが	16	13		29
不登校	5	12		17
ホームレス	7	5		12
刑余者	6	5		11
自殺企図	4	7		11
被災	6	1		7
中卒・高校中退	5	1		6
非行	2	4		6
主訴・課題 合計	1135	1089	12	2236

【個別支援】

5）年齢層別の相談者の課題、CSW機能での対応

・年齢層別に相談者の課題を示したのが、表5である。各年代の最も多い課題から黄色、緑、青で色づけている。
・20代から80代は経済的困窮が最も高い。30代から50代ではメンタルヘルスなどの課題が上位にきている。10代では家族関係が最も高い。
・図10には、情報提供のみの支援を除いた対応を示した。本人への伴奏型支援を中心に、他機関へのリファー（適切なつなぎ）やチーム支援を行いながら本人への支援を展開している。

図10　CSW機能での対応（複数選択）
※情報提供のみケースを除く

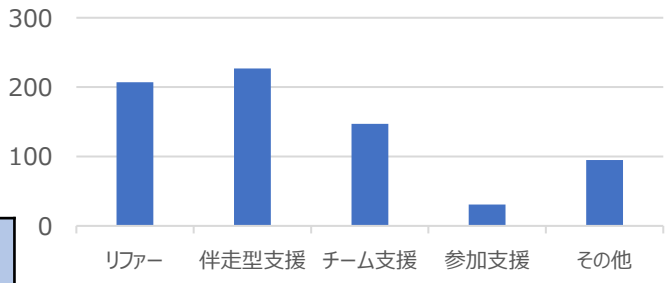

年齢層別/相談者の課題　表5

1位	2位	3位

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	合計
経済的困窮		12	50	58	72	87	75	65	25	2	56	**502**
家計管理の問題		9	11	13	21	31	25	24	11	1	6	**152**
その他メンタルヘルス	1	7	9	15	22	41	14	17	5	1	5	**137**
障害（疑い）	1	3	7	11	24	42	20	16	4		4	**132**
障害（手帳）	2	9	8	14	26	35	18	11	2		4	**129**
家族関係・家族の問題	1	16	13	18	12	26	11	20	9		2	**128**
病気		3	3	3	15	29	25	18	9	3	4	**112**
社会的孤立	1	7	5	13	14	31	13	13	8		1	**106**
その他		2	2	1	5	10	10	20	24	5	12	**91**
本人の能力が課題	1	4	4	8	17	16	12	15	4	1	8	**90**
コミュニケーションが苦手	2	1	6	10	10	17	13	8	2		2	**71**
（多重・過重）債務		1	4	9	10	15	9	13	6		3	**70**
介護				1	2	11	5	16	21	4	1	**61**
就職活動困難		2	6	5	14	19	10	2				**58**
住まい不安定		2	9	7	5	12	9	8	1		3	**56**
外国籍		2	14	6	3	11	9	1			2	**48**
子育て	3	5	8	11	10	4			1		4	**46**
就職定着困難			7	3	17	10	2		1			**40**
ひとり親		9	5	7	8	4	4	1	1		1	**40**
生活習慣の乱れ		8	4	7	2	10	2	4	2			**39**
けが			1	1	4	13	2	4	4			**29**
DV・虐待	1	3	3	7	5	4	2	1			3	**29**
不登校	2	4	1	2	4	2		1	1			**17**
ホームレス				4	2	5	1					**12**
自殺企図			1	1	1	6	1		1			**11**
刑余者		2		1	1	4	2	1				**11**
被災	1					1		1		1	3	**7**
非行		2		4								**6**
中卒・高校中退			1	2	1	2						**6**
主訴・課題 合計	**16**	**113**	**182**	**242**	**327**	**498**	**294**	**280**	**142**	**18**	**124**	**2236**

【地域支援】

1）コーディネーターのしかけ、主体別割合、プロジェクト（PJ）の区別内訳

・多様な主体による生活支援体制整備に関する企画をプロジェクト（PJ）化し、519件のPJ支援を行った。特に、場の創出と活動活性化を推進することで、高齢者の社会参加が促進される。場の創出PJは75件、活動活性化PJは254件であった。（表6）
・PJ内容では、活動活性化が49%と最も高く、次いで場の創出が14%となっている。（図11）
・各PJの主体別割合では、地域団体が51%となっており、その他多様な主体によるPJの支援を行っている。（図12）

プロジェクト（PJ）の種類

場の創出	：集いの場を新たに立ち上げるPJ
活動活性化	：既存の活動を活性化させるPJ
協議体設置	：協議体の立ち上げ、運営するPJ
生活支援充実	：生活支援サービスを新たに立ち上げるPJ
資源発掘	：多様な主体から新たな社会資源を発掘するPJ
ﾈｯﾄﾜｰｸ強化	：多様な主体のﾈｯﾄﾜｰｸ化やそれを強化するPJ
研修／講座開催	：研修や講座を開催するPJ
担い手養成	：活動の担い手を養成するPJ
情報発信	：情報を発信するPJ

図11　コーディネーターのしかけ

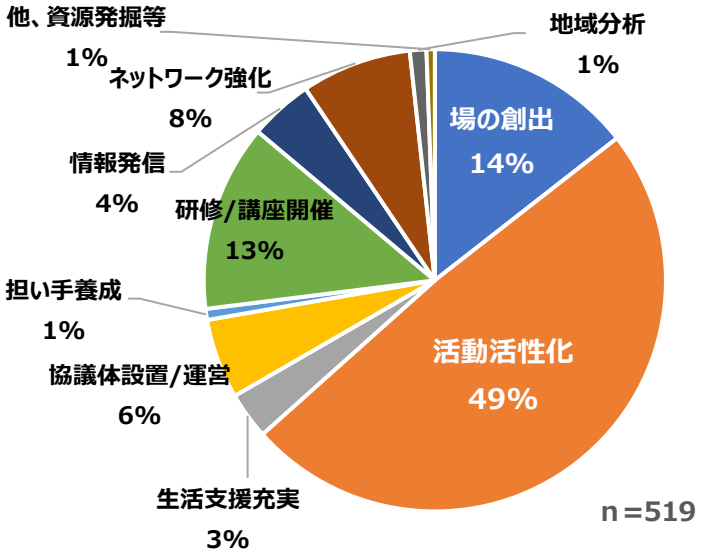

図12　PJ関与団体の主体種別

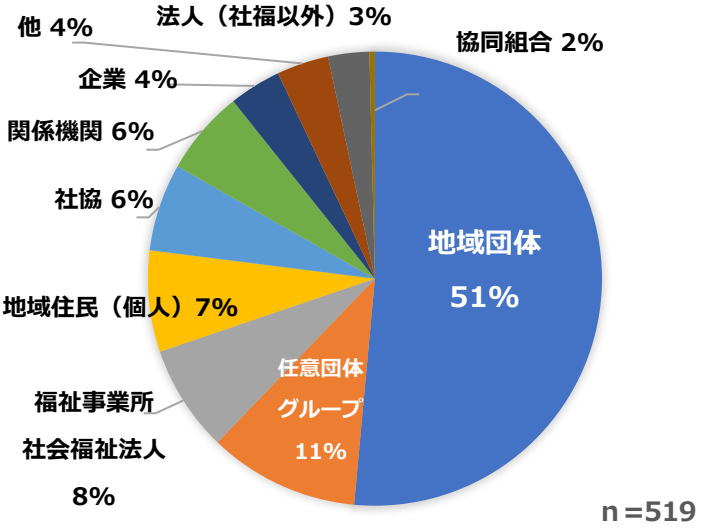

区別／コーディネーターのしかけ　表6

PJ内容	場の創出	活動活性化	生活支援充実	協議体設置/運営	担い手養成	研修/講座開催	情報発信	ネットワーク強化	地域分析	他、資源発掘等	合計
堺区	7	62	2	13	2	24	6	5	0	1	122
中区	8	5	1	2	1	3	1	3	1	0	25
東区	20	25	6	0	0	1	0	6	0	0	58
西区	8	47	2	4	0	5	4	5	1	0	76
南区	9	25	3	8	0	24	9	14	4	0	96
北区	23	78	3	1	1	4	0	4	0	0	114
美原区	0	12	0	1	0	7	3	3	0	2	28
合計	**Ⓐ75**	**Ⓑ254**	17	29	4	68	23	40	6	3	**©519**
昨年度	68	183	13	14	4	52	20	34	3	4	395

【地域支援】

2）プロジェクト（PJ）の実績、支援方法、協議体構成団体の割合

圏域別／地域支援PJ実績　表7

※第2層（日常生活圏域）に配置された7区21名の日常生活圏域コーディネーターによる実績

堺区		**堺１**	**堺２**	**堺３**	**堺４**	**堺区域**	**堺区計**
	PJ数	20	22	24	29	27	**122**
	支援回数	111	106	144	181	310	**852**
	対応時間(分)	6,280	7,715	8,830	9,275	25,085	**57,185 (953時間)**
中区		**中１**	**中２**	**中３**	**－**	**中区域**	**中区計**
	PJ数	10	2	7	－	6	**25**
	支援回数	184	75	138	－	167	**564**
	対応時間(分)	7,040	3,660	5,960		9,540	**26,200 (436.7時間)**
東区		**東１**	**東２**	**－**	**－**	**東区域**	**東区計**
	PJ数	16	10	－	－	32	**58**
	支援回数	146	121	－	－	200	**467**
	対応時間(分)	8,010	4,440			14,160	**26,610 (443.5時間)**
西区		**西１**	**西２**	**西３**	**－**	**西区域**	**西区計**
	PJ数	11	34	18	－	13	**76**
	支援回数	89	154	112	－	175	**530**
	対応時間(分)	4,605	7,785	6,725		10,035	**29,150 (485.8時間)**
南区		**南１**	**南２**	**南３**	**南４**	**南区域**	**南区計**
	PJ数	12	23	23	24	14	**96**
	支援回数	129	364	347	306	420	**1,566**
	対応時間(分)	6,845	12,320	14,730	11,325	21,000	**66,220 (1103.7時間)**
北区		**北１**	**北２**	**北３**	**北４**	**北区域**	**北区計**
	PJ数	25	15	29	30	15	**114**
	支援回数	149	147	155	232	196	**879**
	対応時間(分)	13,015	12,050	13,600	19,870	17,375	**75,910 (1265.2時間)**
美原区		**美原１**	**－**	**－**	**－**	**美原区域**	**美原区計**
	PJ数	12	－	－	－	16	**28**
	支援回数	209	－	－	－	179	**388**
	対応時間(分)	11,170				14,330	**25,500 (425時間)**
全市							**全市合計**
	PJ数						**519**
	支援回数						**5,246**
	対応時間(分)						**306,775 (5112.9時間)**

【地域支援】

2）プロジェクト（PJ）の実績、支援方法、協議体構成団体の割合

図13　支援方法

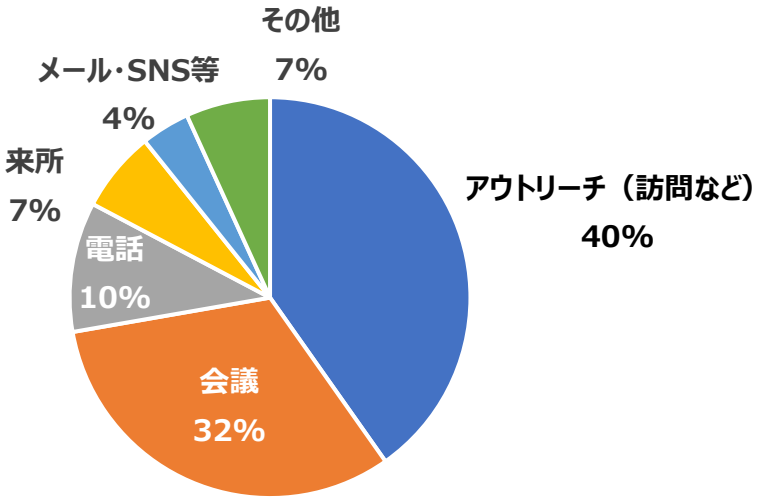

図14　PJ関与団体ののべ参加団体数

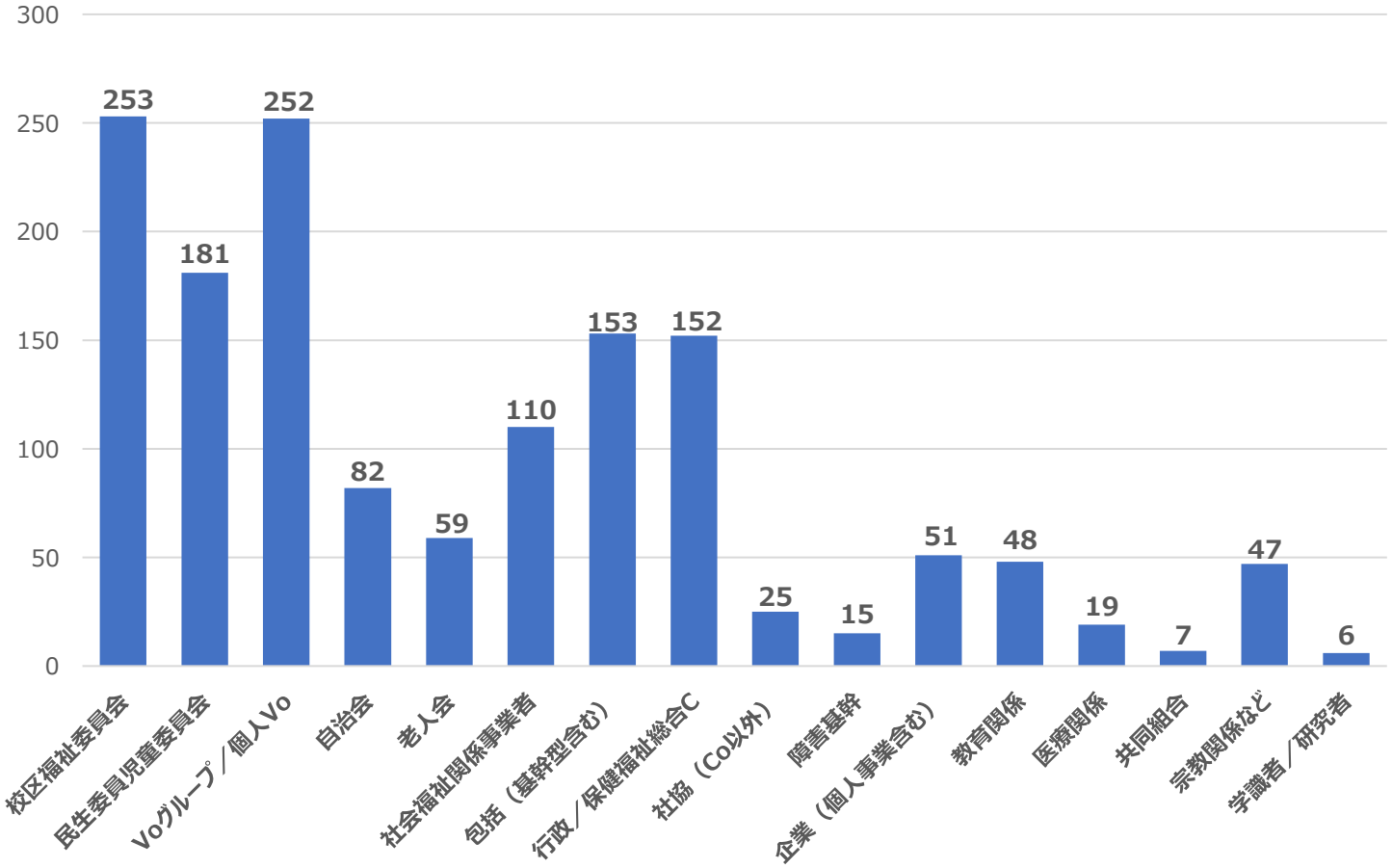

・支援方法は、支援対象者に会いに行くアウトリーチが40%と中心になっており、会議での合意形成を図るなどその他のツールも組み合わせて支援を展開している。（図13）
・PJ関与団体ののべ参加団体数では地域活動者、ボランティアの参加が多く、次いで包括、行政、福祉関係事業者となっている。企業や教育関係など多様な団体が参加している。
・第2層協議体である協議の場は1523回実施されており、他の団体と協議をしながらPJをすすめている。（図14）
※協議の場…社協以外の2団体以上が参画した会議、検討の場

【地域支援】

3）コーディネーターの成果図、一人当たり実績

図15　コーディネーターの成果

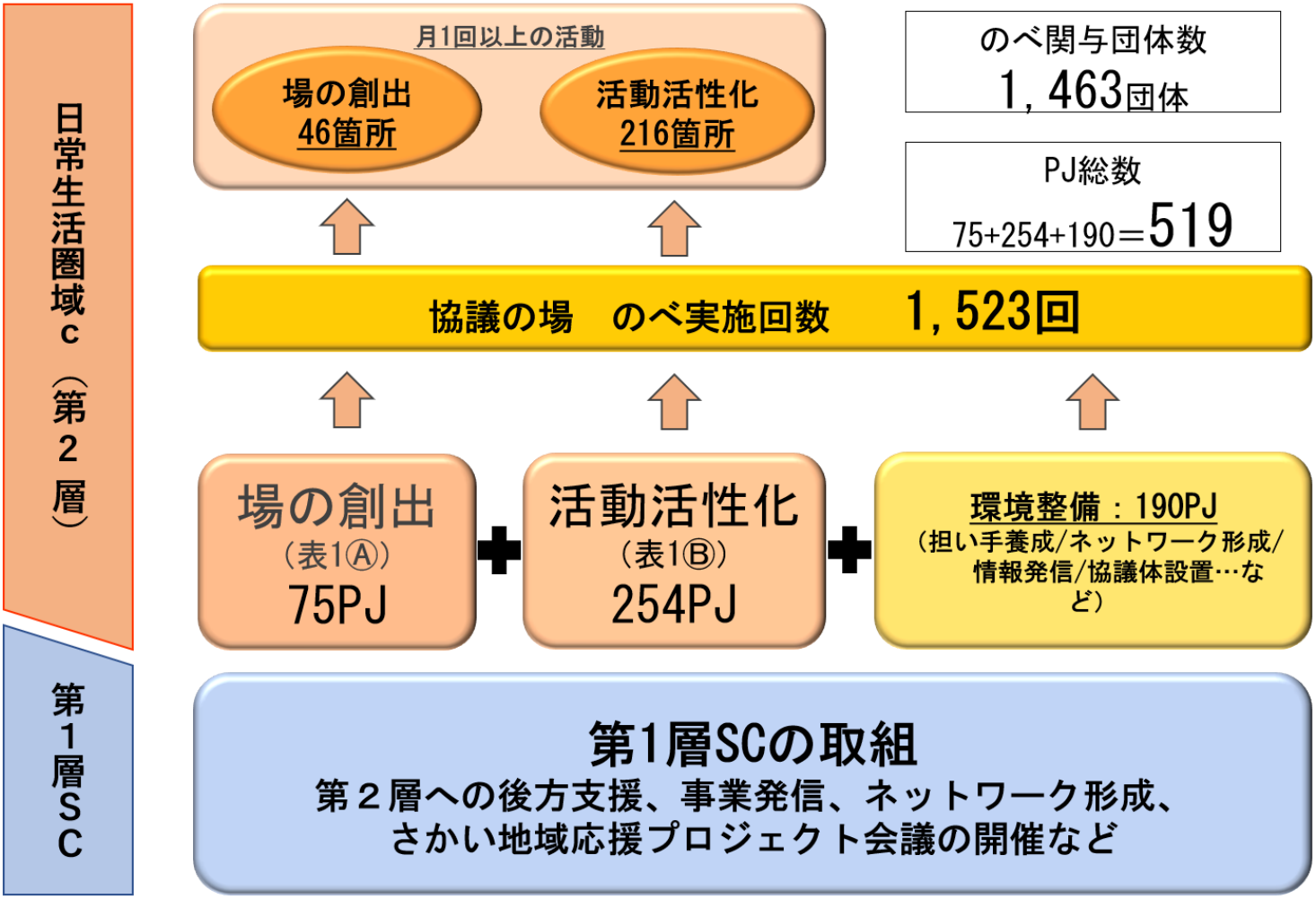

コーディネーターの一人当たり実績　表8

※第2層（日常生活圏域）に配置された7区21名の日常生活圏域コーディネーターによる実績

個別支援	地域支援
ケース数（総数867件） 約41件（867件÷21）	PJ数（総数519件） 約25件（519件÷21）
支援活動回数 約310回（6,517回÷21）	支援活動回数 約250回（5,246回÷21）
1ケースあたり 平均支援活動回数 約7.5回（6,517回÷867件）	1 PJあたり平均支援活動回数 約10.1回（5,246回÷519件）

（5）日常生活圏域コーディネーターの人材育成の取組

1）個別支援における総合力向上研修

＜趣旨＞
堺市では、堺あったかぬくもりプラン４に掲げられた包括的な相談支援体制構築に向け、令和３年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業が実施された。そのなかで日常生活圏域コーディネーターにおいては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業の推進を担い、また、区役所（保健福祉総合センター）における総合相談支援体制の充実に向けた市の取組と連動し、各種相談機関のネットワークの一翼を担うことが求められている。
本研修では、経験年数や雇用形態も様々な日常生活圏域コーディネーターが個別支援の基礎を定期的に学ぶ機会を設け、個別支援における事案の「見立て」から、支援方針や支援の組み立て、終結までの共通の枠組みを獲得し、個別支援力の向上を図る。

事例検討における役割
・プレゼンター・・・事例提供者（各区持ち回り）
・コメンテーター・・・コメントを行う（各区係長中心）
・ギャラリー・・・聴衆、参加者（質問、意見OK）
・コンサルタント・・・助言を行う
→昨年度から継続して上田晴男氏（支援の思想研究会）

事例検討の持ち方
00　事前学習（事前に事例シートを配信）
01　事例提供（プレゼンター）
02　コメント（コメンテーター）
03　ディスカッション
04　コンサルテーション（上田晴男氏）

＜個別支援で大切にしたいこと＞ ～令和5年度の研修から～
〇本人の生活の場へ、本人に会いに行く。
〇支援者がまず本人とつながる。支援者がキーパーソンになる。
〇距離×時間×コミュニケーション＝関係性
〇時間を共にする。一緒に何かをする、経験する。アナログ。
〇「見た目」でなく「見立て」を行う。本人の言わないこと、見えないことを本人と見ていく。
〇本人の要請がなくても社会的支援が必要と評価・判断される場合は支援を行う。
〇世帯や家族を前提として考えない。1人1人として支援する。

2）スキルアップ研究勉強会

＜趣旨・目的＞
・コーディネーターの区を超えた「横のつながり」「相談しあえる関係」をつくる
・コーディネーターが主体的に「身につけたい力、伸ばしたい力」をつける
・令和5年度の方向性「重層的支援体制整備事業を進めるため、地域アセスメント力を高める。」
＜ルール＞
①失敗を恐れない　②批判しない　③楽しく前向きに　④係長以上の方は、求められた時のみ発言
⑤私たちで必要に応じてルールを作る

回・日にち	主な内容
第1回（4/23）	オリエンテーション　メンバーの顔合わせ　年度計画
第2回（6/25）	テーマ：子どもの未来応援室の業務や子どもの現状・動向を知り、コーディネーターとの連携を学ぶ 「子どもの未来応援室の事業説明および日常生活圏域コーディネーターとの連携について」 講師：堺市子どもの未来応援室　嶋田参事・畑野主査
第3回（8/27）	テーマ：コーディネーターの働き掛けにフォーカスする 自身の活動実践事例をふりかえり、支援の分析や伝わりやすい資料にまとめる力の向上を図った。また、各コーディネーターの事例発表から支援のアプローチ方法を学んだ。
	他区のプロジェクトへ同行
第4回（10/22）	テーマ：地域支援～プロジェクトの見出し方と達成のための関わり方を学ぶ～ 他区のプロジェクトへの同行から、地域のニーズ把握やプロジェクトの種の見つけ方などを学んだ。
第5回（12/24）	テーマ：他市地域活動訪問・交流のふりかえりから、日頃のコーディネーター業務に活かせる学びや気づきを共有する。グループワークの中で支援の要点を整理し、即席でプレゼンする力を養う。 堺市外の多様な居場所や活動に実際に赴き、活動者・参加者の想いに触れることで、日頃の地域支援業務を行ううえでの気づきやモチベーションにつながった。
第6回（2/25）	ふりかえり

３）区事務所と生活支援課との共有会議

●テーマ　：　令和5年度「知る」→令和6年度「共に考える」→令和7年度「共に動く・蓄積」

●メンバー：　①生活支援課3係（すてっぷ、自立支援係、権利擁護サポートセンター）
②区事務所2係（地域活動推進係、基幹型包括支援センター）
③地域福祉課（１層コーディネーター、福祉資金係、等）

●内　容　：
①生活支援課からの個別ケースについての相談（社協内での多機関協働事業 個別支援会議）
②区事務所からの個別ケースについての相談（社協内での多機関協働事業 個別支援会議）
③区事務所からの「場の創出と活性化ＰＪ」についてのプレゼンと参加者での検討
（時間配分案）①生活支援課30分、②区事務所30分、③検討・情報共有30分　※適宜調整

●目　的　：
①社協に持ち込まれた相談を社協のみんなで考え、”社協として答え・方針を出す”ことができる文化を作ること
②個別支援・地域支援における社協の役割、各課の業務を知ることで、自信を持って対応を行うことと・次の部署に異動できるようにすること
③結果として、多機関協働事業において社会福祉協議会の役割について、各区で共通の説明ができることを目的としたい。

（６）地域福祉型研修センター事業の取組

重層的支援体制整備事業と地域福祉型研修センターとの関係

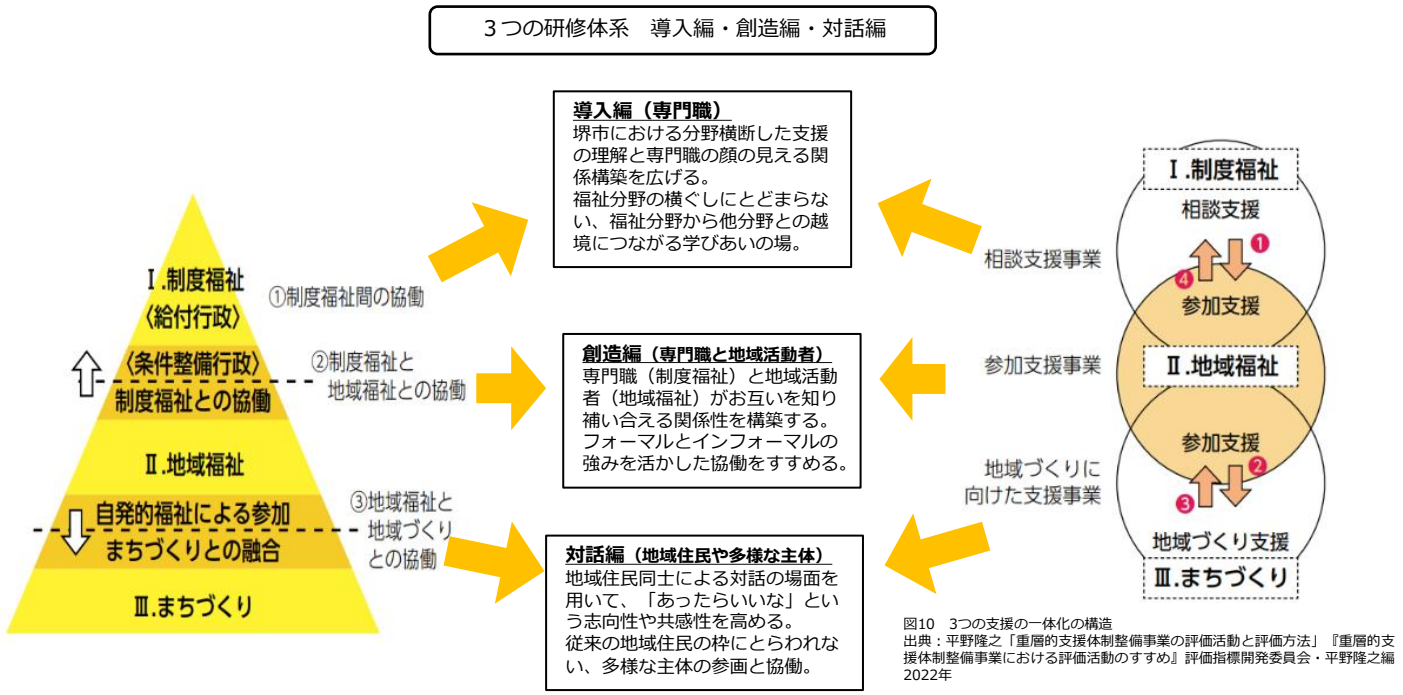

図10　3つの支援の一体化の構造
出典：平野隆之「重層的支援体制整備事業の評価活動と評価方法」『重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ』評価指標開発委員会・平野隆之編 2022年

（出典）重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ所管課エンパワメント・ハンドブック
評価指標開発委員会・平野隆之 編を参考に一部加筆

第2章
個別支援事例

※日常生活圏域コーディネーターをコーディネーターと表記
※事例は個人が特定できないように加工をしている

個別支援事例１

コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援
～50代女性・外国籍・生活困窮～

Aさんの状況

年齢・性別　50代・女性
家族形態　独居世帯、娘が府内に居る
住居　賃貸住宅
収入　娘からの仕送りのみ（月8万円）
30年程前に、ブラジルから来日。夫との離婚を機に、娘が住む大阪（現住所）に転居。不安感が強く、精神疾患の疑いあり。コロナ禍前は社員寮で暮らしていたがコロナの影響で離職。求職活動をするも安定した職に就くことは出来ず、現在は無職。数年前に胃を患った際にはブラジルに帰国し手術を受けた。以来、体調が芳しくないが、受診はしていない。

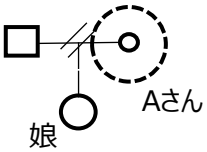

■アウトリーチ支援の内訳（回数/時間）
総支援回数：47回/1910分
【令和６年7月～令和７年３月】

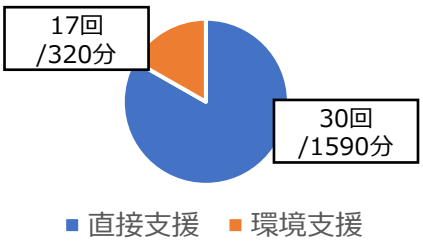

準備段階

出会い
令和6年7月上旬

相談経路：本人から
Zコーディネーターは、コロナ特例貸付（※1）借受人に対するフォローアップ（※2）として訪問。
Aさんから、「特例貸付の返済について手続きが難しくてよく分からない、経済的に困窮している」と相談を受け、本人の気持ちに寄り添い関わりを始める。

（※1）新型コロナウイルス感染症の影響で減収になった世帯等を対象とした生活費の貸付制度。
【申請期間】令和2年3月～令和4年9月　／　【利用件数（堺市）】13,597世帯
（※2）令和6年度は、返済期間に返済・猶予・免除等の手続きをしていない世帯に対し、社協の担当職員（福祉資金係）が個別対応。その中で、「高齢者世帯」「ひとり親世帯」「外国籍世帯」等に対しては【要フォロー世帯】として個別訪問を実施。本ケースにおいても担当職員と、コーディネーターが同行訪問を行い面談を実施した。

訪問面談

支援の関係性

Zコーディネーター	Aさん
・生活歴についての聞き取り。 ・経済状況及び健康状態の把握を続ける。 ・非課税証明書発行等にかかる手続きの同行を行い、支援の関係性ををつくる支援を継続した。	・30年程前に、ブラジルから来日。 ・体調が芳しくなく、就労していない。 ・娘からの月8万円の仕送りで生活している。 ・不安感が強い。

見立て

現状は経済的な自立が難しく、生活保護の受給が妥当であるとの判断
支援方針：Aさんの不安感の軽減に最大限配慮しながら、生活保護の申請を提案する
①守秘義務についての説明（面談で聞いたことは第三者に口外しない）
②手続き等で不安な場合は必ず同行してサポートできることを伝え、安心感をもってもらう。
この2点をAさんに分かりやすく伝え、不安感の軽減に努めた。その結果、AさんにとってZコーディネーターが"信頼できる支援者"となり、以降は不安なことがあった時や体調がすぐれない時等ささいなことでも、連絡が入るようになった。
短期目標:収入が最低生活費を下回っており、就労もすぐにできる状況ではないため生活保護を受給し、生活を安定させること

支援段階

支援の組立て
令和6年7月中旬

・生活保護の申請について提案を行う。
・無料で受けられる区役所の「精神保健福祉相談」（嘱託の精神科医師によるカウンセリング）の利用について保健センターと連携。

・生活保護を受給すると生活全般に制限を受けるのではとの誤解から、生活保護の申請に抵抗感がある。
・精神科医に話を聞いてもらいたい気持ちはある。

役割分担

Zコーディネーターは、生活保護に抵抗感があるが医療にかかりたいAさんの思いを受け止め、保健センターと連携をしながら「精神保健福祉相談」を申請し、Aさんの利用につなげた。
→Aさんは、医師から定期的な受診及び適切な治療を勧められたことで、治療に対し前向きになる
⇒Zコーディネーターは、生活保護制度についてAさんが理解できるように伝え、誤解を解いた。

Aさんが生活保護申請の意向を固め、申請に至る

令和6年10月

・生活保護担当CWに、Aさんの支援経過について情報提供。 ・心療内科への受診を継続して促した。	・生活保護を申請したことで医療費の心配がなくなり、内科及び歯科受診。義歯もでき、AさんのQOL（生活の質）が向上。 ・心療内科への受診には至らず。

Zコーディネーターは、Aさんからの相談や近況報告については傾聴すると共に、生活保護担当CWへの情報共有を随時行い、Aさんが"信頼できる先""相談できる先"を増やした。

＜準備段階についてのポイント＞

Aさんについて

「初回訪問時には、コロナ特例貸付の返済が滞っているため家を追い出される。」との誤解があった。「誰も信用できない。」との発言もあり、他者への不安感や不信感が強い。まずはAさんの不安感を払拭することが今後の支援において必要であると見立てを行った。

支援方針・支援内容

面談を通じて不安感を払拭することに努めた。貸付の返済滞納によって家を追い出される、との誤解は解いた上で、【守秘義務を守ること】と【同行での支援が可能であること】の2点を伝えることが必要であると考え、Aさんに伝わるよう時間をかけて説明を行った。更に、実際に区役所での手続きの同行をした。また、現状は経済的な自立が難しく、生活保護の受給が妥当であると判断した。

かかわりの工夫

面談時、Cさんの不安感に寄り添い傾聴するだけでなく、不安感を払拭するため具体的に支援者としてできることを分かりやすく説明している。

＜支援段階についてのポイント＞

～生活保護申請前～

Aさんについて

生活保護申請に抵抗感がある理由が、“生活保護を受給すると生活全般に制限を受ける”という誤解があった。

また、医療費は出せないが精神科医に話を聞いてもらいたい、という気持ちも確認できた。

支援方針・支援内容

生活保護申請には抵抗感があるが医療にかかりたいAさんの思いを受け止めながら、保健センターと連携し、無料で利用できる「精神保健福祉相談」（嘱託の精神科医師によるカウンセリング）の利用につなげた。

また、生活保護制度についてAさんに理解しよすいように伝え続けることで、誤解を解くことができた。Aさんの制度理解が進み抵抗感が少なくなってきた機を逃さず、生活保護の申請に同行し申請手続きを行うことで、受給に至った。

かかわりの工夫

医療費が支払えないAさんの状況に応じて、病院受診以外の方法を提案。また、Aさんが生活保護の受給に抵抗感を示している理由（担当CWに生活を全て把握・監視される等の不安）を明確に把握している。担当CWの役割をAさんにわかりやすく伝えた上で、Aさんの誤解を解き、生活保護申請へつなげた。

Aさんが「自己決定」を行えるよう、本人の気持ちに寄り添った支援を行った。

～生活保護申請後～

Aさんについて

生活保護の受給を開始したことで、経済的には生活が安定している。一方で、精神科の受診にはまだつながっておらず、引き続き受診を促す関わりが必要である。

尚、担当CWが付いた後も、以前と変わらずAさんからの相談や近況報告がZコーディネーターに入る状況については、Aさんの不安感の強さが原因であると分析。過渡期として必要な期間であると受け止め、担当CWとの信頼関係の構築も必要であると感じた。

支援方針・支援内容“

【サポートを要すること】・【Aさんが単独で行えること】を見極めながら、必要に応じた支援を行っている。

例.【サポートを要すること】…初回の内科受診・電話予約でのタクシーの手配

【Aさんが単独で行えること】…2回目以降の通院・スマートフォンのアプリを活用した、タクシーの事前手配

また、終結（担当CWへのバトンタッチ）を円滑に進めるため、担当CWに対してAさんの支援経過やAさんの特性（不安感の強さ）及び関わる上での配慮する点等も伝え、AさんとCWの関係性が良好になるよう働きかけている。

かかわりの工夫

Aさんからの相談や近況報告については傾聴すると共に、生活保護担当CWへの情報共有を随時行っている。

また、サポートを要することを見極め、Aさんが支援者頼りにならないような支援を行っている。

＜事例全体の支援のポイント＞

・社協の総合力を生かしたアウトリーチ（コロナ特例貸付の借受人への個別訪問）をしたことで、自ら声を上げづらいAさんの困りごとを発見できた。

・Zコーディネーターは“信頼できる支援者”として、Aさんの自己決定を尊重しながら生活保護受給を支援し、Aさんの生活状況の改善を図った。

・生活保護受給後も本人との関わりは継続しているが、Zコーディネーターが単独で支援にあたるのではなく、担当CWと役割分担を行った上で、意図的な関わりを続けた。

個別支援事例２

職場の同僚から金銭搾取を受けている50代男性に対する権利擁護支援
～社協内での専門相談機能を活用した事例～

Bさんの状況

年齢・性別　50代　男性
家族形態　姉・兄がいるが
　　音信不通状態。
　　両親は亡くなっている。
住居　賃貸住宅・独居
収入　アルバイト給料
　　＋生活保護受給中
福祉サービスの利用　なし
障害など　障害者手帳は所持していないが、CWは関わりの経過を通じて
　　知的障害の疑いがあると感じている。

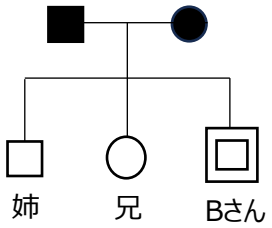

■アウトリーチ支援の内訳（回数/時間）
総支援回数：13回/450分
【令和６年12月～令和７年３月】

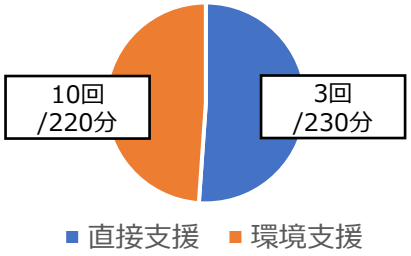

準備段階

令和6年12月

情報収集分析

担当CWからの相談

相談経路：担当CWよりYコーディネーターへ相談
・令和6年8月BさんからCWに対し以下の相談があったことを、Yコーディネーターに共有された。

Bさんが生活援護課窓口に「生活が苦しい」と来所した。「朝起きられず仕事に遅刻することが何度かあり、そのペナルティと称して、同僚から月に２～４万円支払えと言われて払っている」と話した。CW同行で警察へ相談に行ったが、Bさんは「思っていたより大事になってきている」「丸く収めたい」と、被害届を提出しなかった。⇒**職場内で金銭搾取を受けている疑いがある。**
また、CWは家賃や携帯電話会社クレジットカードなど当時で約25万円の債務を確認していた。

・相談内容について深刻な状況と考えられるので、いつでも支援に関わることを伝えた。CWは状況に応じてコーディネーターに相談することとした。
・12月にBさんは債務や支払いの滞納から、携帯電話も止まっており連絡もままならない。
・8月より本人の生活状況が改善しないため、担当CWからコーディネーターにも関わってもらいたいと相談があった。⇒**Bさんの支援においてコーディネーターが支援に関わる。**まずはBさんと面談し、Bさんから直接現在の生活状況や経済状況、職場での様子などを確認する。
・状況確認後、債務整理や職場での金銭搾取への対応については、権利擁護サポートセンターの専門相談を活用して法的支援を行う。

出会い
面談

Bさんとの面談（CW同席）

・YコーディネーターとCWより、Bさんからの話とBさんが持参した督促状などから、家賃滞納やクレジットカードなどの債務が約27万円あることを確認した。
・職場での搾取について、月に３～４回遅刻した際に、職場の同僚から「ペナルティ」と称して、月２～３万円のお金を強要され支払っていた。

見立て

・金銭搾取の権利侵害が疑われると判断した。早急に権利擁護サポートセンターの専門相談の調整を行うこととした。
・また金銭搾取の債務の返済により生活費が圧迫されているので、債務整理等を行い、生活費を確保できるようにする。

支援段階

支援の関係性

Yコーディネーター

・Bさんのおかれている現状をわかりやすくBさんに説明した。その解決策として、債務整理や搾取に対する賠償請求などの法的支援やBさんが希望する職場退職に関する相談について、権利擁護サポートセンターの専門相談を提案した。

Bさん

・Yコーディネーターの提案に対し、「支援をお願いしたい」との発言。

支援の組立て
支援開始

権利擁護サポートセンター

・Yコーディネーターから権利擁護サポートセンターへ相談し、Bさんが受けている権利侵害の疑いと生活状況を共有する。
・専門相談の利用について日時調整を行う。

・同席する弁護士へ調整を行う。
⇒１月に区役所で専門相談を実施することとなった。

支援段階

令和7年1月

Bさんとの面談（専門相談）

※権利擁護サポートセンターの専門相談とは法律職（弁護士・司法書士）と社会福祉士が協働して相談支援を実施し、必要に応じて法律職がそのまま受任して対応する仕組み。

（Bさん、Yコーディネーター、CW、弁護士、権利擁護サポートセンター職員　同席）
Bさんの話により、職場で金銭を搾取する同僚が、会社のルールとは別にBさんに個人的にペナルティを課していることや、そのような職場を辞めたいが、自分の年齢で転職できるのか不安があるため辞めらないことがわかった。さらにその同僚に５万円ほどのお金を借りており、Bさんとしては同僚や職場から離れること自体が、自分の状況を危うくするのではないかという不安や恐れの感情を持っていた。

相談中に本人が、「職場に戻らないといけない。戻らないと何を言われるかわからない。」と職場の同僚に怯えだす。職場に対してもすべて弁護士が対応することをBさんがわかるように説明したことで支援をすすめることができた。

Bさん

（Bさんの意向）
・債務整理と職場の退職手続きについて支援してほしい。

弁護士から同僚宛に、「Bさんへの接触をさけてほしいことと、今後の対応は弁護士が介入する」という内容の手紙を作成した。Bさんから職場を通じて同僚に渡すように伝えることとした。

Yコーディネーター

・警察署の生活安全課へ相談した。Bさん宅に来た同僚からの恫喝などを目撃した近隣住民からの通報が入る可能性を共有した。
・翌日、生活援護課CWへ、Bさんを保護する必要性が高いことを提言した。
・翌日、Bさんに訪問を行い意思確認をすることとした。

権利擁護サポートセンター

・手紙を読んだ同僚が直接Bさんの自宅に来る可能性があり、同僚からBさんを守るために、警察に相談しておくこと、Bさんの身の安全の確保について早急に検討すべきだとSVを受けた。

生活援護課

・コーディネーターからの連絡を受け、Bさんの保護の必要性を認識し、本人の意思次第で、救護施設へ入所できるよう調整した。

Bさん宅へ訪問（CWと同行）

Bさんの精神状態を確認するとともに、救護施設への入所（避難）を提案するためBさん宅へ訪問した。面談の際、Bさんは賃貸住宅の家主への連絡や退職手続き、職場の同僚への返済などを心配していたが、Yコーディネーターから「いずれも弁護士が代わって手続きを進める」と伝えると、救護施設への入所の意向を示した。その結果、Bさんは当日中に救護施設へ入所することとなった。

支援段階

令和7年２月～3月

モニタリング

個別支援における総合力向上研修（外部講師によるSV）

研修において、この事例の検討をした。今後のBさんの生活支援について、Bさんとのコミュニケーションの取り方や成年後見制度の利用、グループホームへの入所等、Bさんの意向を確認しつつ導入できそうな制度や支援の進め方などの意見出しを行うことで、支援の質をより高めることができた。
Bさんが理解しやすい言葉で意思決定ができるように話し方を工夫するとよいとSVを受けた。

SVを受け、引き続き権利擁護サポートセンターやCWと連携しつつ、Bさんの生活状況のモニタリングを継続している。⇒自己破産手続きの進捗共有や、救護施設退所後のBさんの生活支援における障害者手帳の取得や成年後見制度の導入を支援していく。

＜事例全体の支援のポイント＞
CWからの相談内容から、Yコーディネーターは緊急度と法的支援の必要性が高いと判断し、Bさんとの面談実施後、権利擁護サポートセンターの専門相談を活用して支援を展開した。
Yコーディネーターが本人に伴走支援を行い、専門相談を活用し、法的支援を弁護士や権利擁護サポートセンター職員が担った。役割分担を行い、チーム支援を展開することができたのでBさんの権利擁護支援につながった。
また、Bさんの保護に至る経緯においては、常に支援者間で情報を共有することで、迅速に救護施設への入所を調整し、身の安全の確保につなげることができた。
本事例を個別支援における総合力向上研修で取り扱い、SVと権利擁護支援のポイントを各職員で共有した。
⇒組織知となり、各職員の支援力向上につなげることができた。

個別支援事例３

10年もの間同居の父が死去していたことに気づかなかった 50代女性の支援ニーズ発見と転居支援

Cさんの状況

年齢・性別　50代女性
家族形態　父とCさんの2人暮らし
住居　賃貸一戸建て
　　ごみが溜まっている
病気・障害　情報なし
就労　派遣会社

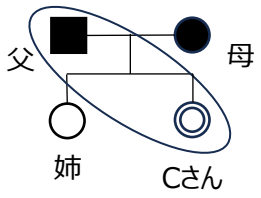

自宅から白骨化した遺体が発見され、Cさんは逮捕、勾留された。母はすでに他界。姉は府内在住で交流はある。

■アウトリーチ支援回数
総支援回数：33回

■アウトリーチ支援の内訳（回数 / 時間）
・直接支援：17回/　610分
・環境支援：16回/　230分

■アウトリーチ方法の内訳
・訪問　13回／370分　・面接11回／340分
・本人以外5回／　70分　・電話4回／　60分

支援の展開（時系列）

準備段階

令和6年12月初旬　出会い

地域共生推進課職員から、「Cさんの家が荒れていて、放火等防犯の面で心配との声が住民から多数寄せられている」とコーディネーターに相談が入った。福祉的な課題が想定されるため、コーディネーターは、現地を視認し世帯の状況把握と関係機関や近隣住民から情報収集を行った。

令和6年12月初旬　情報収集分析①

Xコーディネーター

・Cさん宅訪問

・情報収集
行政：90代父とCさんの2人世帯。生活保護相談歴なし、母要介護認定歴なし、年金受給歴なし。
近隣住民：Cさんは、毎朝7時頃自転車に乗って出かけ、20時頃に帰宅する。日曜日は在宅していることが多い。
民生委員：Cさん宅に、ごみが溜まっていることを把握している。Cさんは実年齢より年上に見える。

Cさん（現地視認時の状況）

・呼びかけへの反応なし
・玄関ドアからは、屋内に身長の高さほどのごみが透けて見える
・隣家との間に袋に入ったごみ約10袋
・ごみは敷地内に収まっている
・壊れた自転車が3台

・訪問時に書き残したメモは、次回訪問時にはなくなっており、出入りしていることは推測できた。

令和6年12月中旬　情報収集分析②

地域福祉課、基幹型包括センターとCさん宅に時間帯をかえて複数回訪問しても会えないことが続いた。情報収集に進展がなく、多機関協働事業支援会議に事案を提出した。
父の情報が乏しく、生存確認の必要性も高いことから警察への相談を検討した。

・多機関協働事業支援会議のコアメンバーで打ち合わせを行い、関係者（保健センター、コーディネーター）で相談歴などの情報を出し合い共有した。
・次回の訪問時に父の生存確認ができなければ、区役所地域福祉課から警察へ電話で相談する。

・2日後、訪問時に生存確認ができなかったため、区役所地域福祉課から警察へ相談した。
・警察、区役所地域福祉課、基幹型包括、XコーディネーターでCさん宅を訪問した。何の反応もなく、父の生存も確認できないことから警察の判断で、警察がCさん宅に立ち入った。
→白骨化した遺体が発見され、死体遺棄事件として警察が対応することとなった。
・Cさんが逮捕され、勾留された。

令和6年12月下旬～令和7年2月上旬　情報収集分析③

Xコーディネーター

・警察の事件処理が終わった段階で、転居やごみ処分の民間業者の選定が必要となる。Cさんの意向を確認しながら支援を進めていく。

姉（区役所へ来所）

・勾留中のCさんの様子について
・Cさん宅のごみ処分について
・Cさん宅の解約・原状復帰について
の聞き取りを行った。

姉、国選弁護人、基幹型包括、コーディネーターで情報の共有と支援方針を検討するためケース会議を実施した。国選弁護人から、Cさんの取り調べ状況と釈放に備えて以下のことが共有された。
・家主へ確認した現住居に住み続けるための条件と課題について
・Cさんの勤務先へ釈放後に仕事を継続してもいいと確認できたこと
・国選弁護人がCさんと接見し、Cさんの意向を確認のうえ、支援を進めていくこと

支援段階	令和7年2月下旬～3月上旬 **支援の組立て** **役割分担** **支援開始**	周囲に予告なく、Cさんが釈放になる。 急遽、Cさんと国選弁護人、地域福祉課、生活援護課、Xコーディネーターで面談を行った。 ・Cさんは現住居では住めないとの意向を示した。 【見立て】 生活上の希望などをCさんからはくみ取りにくく、面談で時間をかけながら支援を進めていく必要性がある。面談を通じて本人にこだわりが強く、特性にあった対応が必要であると感じた。 【支援方針】・居住支援法人へ依頼し、現住居の処分と新居の設定を同時に進める。 ・所持金と預貯金が底をつく前に生活保護を申請する。 【役割分担】 生活援護課：現住居の処分と新居探し支援、父の年金返還支援 Xコーディネーター：家電等生活物資支援、転居支援 Cさんの居住地と経済的な安定が図られたため、面談を重ねながら生活の意向の聞き取りを継続する。

場面ごとの支援のポイント

＜準備段階・情報収集分析①＞

ケースの見立て

近隣住民からの放火等防犯の面で心配との声が地域共生課に寄せられ、コーディネーターに相談が入った。
民生委員や地域住民への聞き取りと自宅への訪問を繰り返し行い情報収集に努めた。
ごみが溜まるなどCさんの家が荒れた背景に、そこで暮らしているCさんに何らかの福祉的課題があることを想定した。

支援方針・支援内容

Cさんに関する情報の収集とCさん宅への訪問を行う。状況が分からないため複数人でのアプローチを実施した。

支援のポイント

住人に福祉的課題があることを想定してアウトリーチを行った。日頃のネットワークをいかし、民生委員や基幹型包括、行政関係機関に協力を得ながら、Cさんの情報を収集し、Cさんとの接触を試みた。訪問の曜日や時間などを変えながら、粘り強く訪問を継続した。

＜準備段階・情報収集分析②＞

ケースの見立て

時間帯をずらすなど工夫をして複数回の訪問を行っても本人に会えず、本人の情報収集も進展しない。また住民票上は父と2人暮らしにも関わらず、父の医療や介護の情報が全く無いため、父の生存確認が必要であった。

支援方針・支援内容

複数の支援機関での訪問を継続した。
多機関協働事業支援会議に事案を提出し、公的機関による情報収集と整理、役割分担を行った。
地域福祉課から警察への相談及び通報を行った。

支援のポイント

多機関協働事業支援会議に事案として提出したことで、社協・行政の情報を共有と精査をすることができた。そのことで、介入時の連携がスムーズになった。

＜準備段階・情報収集分析③ ＞

ケースの見立て

勾留中：Cさんに会えていないため、国選弁護人を通じて必要な支援を考えてい行く必要があった。

支援方針・支援内容

勾留中：国選弁護人を通じてCさんの意向を確認し、状況によっては事前に生活援護課等とも打ち合わせをしてCさんの必要な支援に備える。

支援のポイント

勾留中は国選弁護人を通じてCさんの意向を確認し、釈放後を想定して切れ目のない支援ができるよう支援の組み立てを行った。

＜支援段階＞

ケースの見立て

釈放後：本人にこだわりが強く、特性にあった対応が必要であった。

支援方針・支援内容

釈放後：生活援護課による現住居の処分と新居探しの支援と連携し、インフォーマルな物資支援や転居を支援した。

支援のポイント

Cさんが急遽、釈放となったが、速やかにCさんを交えた面談を行い、Cさんの意向を確認し支援の手立てを検討した。

＜事例全体の支援のポイント＞

・近隣住民や行政など第三者の相談から、Cさんの福祉的課題を想定してアウトリーチを行っており、社協のもつ地域住民との情報共有やアウトリーチの強みを活かした支援を行っている。
・多機関協働事業の支援会議を意図的に活用し、関係機関からの情報収集や整理、役割分担を迅速に行い、警察による危機介入や釈放後に備えた支援がスムーズに行えている。
・市内他区への居住設定と、生活保護受給までを伴走した支援を行った。
転居後の生活支援については、転居先の区のコーディネーターに引き継ぎを行い、定期的にCWと自宅訪問し、生活状況のモニタリングを実施するなど切れ目のない支援が継続されている。

個別支援事例4

配偶者から権利侵害を受けている60代男性への支援

Dさんの状況
年齢・性別　60代男性
家族形態　妻(就労)・長女(アルバイト)と同居
長男は独立している
住居　府営住宅
家族関係　妻から「家を出て行って欲しい」と言われている。長男、長女はDさんに無関心。
相談歴　昨年、すてっぷ・堺で就労支援を受けていた。生活援護課に生活保護の相談をしたことがある。

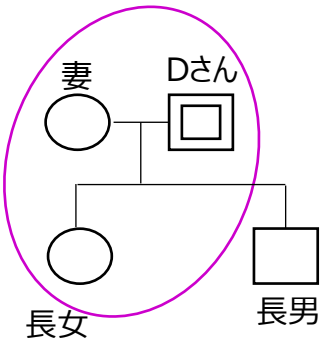

■アウトリーチ支援回数
総支援回数：49回
■アウトリーチ支援の内訳（回数 / 時間）
直接支援：29回 / 330分
環境支援：20回 / 300分
■アウトリーチ方法の内訳(回数/時間)
電話　：25回 / 250分
訪問　：　1回 / 20分
本人以外：11回 / 110分
面接　：12回 / 250分

準備段階

令和7年2月

出会い

Dさんは事前の連絡なく区事務所に来所した。
（Wコーディネーターが初回面談で聞き取った内容）
・昨年4月頃すてっぷ・堺に相談し、11月まではアルバイトをしていたが今は無職。
・妻から生活費を貰えず家を出ていくように言われ、この2週間は食糧もなく、水だけを飲んでいる。
・離婚して生活保護を受けたいが離婚届の証人がいない。
・来週妻と長女が旅行に行く間、家でペットの世話をしろと言われている。
・シェルターでも何でも良いので家を出たい。妻から逃げたい。

情報収集①

（Wコーディネーターがすてっぷ・堺の相談歴を確認した内容）
・昨年就労支援を行った。
・Dさんは日常的に妻から責められ精神的に不安定な状態になっており、令和6年夏に外出先で薬物を過剰摂取して警察に保護されている。
・生活援護課に相談したが、婚姻状態にあるため保護申請ができなかった。
・配偶者暴力相談支援センターへの相談を検討していたところ、Dさんの仕事が決まり、生活状況改善の見込みが立ったことから支援終了となった。

アセスメント

Dさんへの聞き取りとすてっぷ・堺の情報から、Dさんの失業によって妻との関係性が悪化し、今の状態について妻と話し合うこともできず、「家から出たい。妻から逃げたい」と発言するぐらい追い詰められているように思われる。家の中にDさんの居場所はなく、Dさんの権利が侵害されている可能性が高いと考えられる。
まずは、コーディネーターがDさんの支援者であることをしっかりと伝え、Dさんの精神面の安定を図りながら、緊急性の高さのアセスメントを行うこととした。

支援段階

支援2日目

Wコーディネーターの支援	Dさんの様子
・翌日、Dさんが来所し面談を行い、WコーディネーターがDさんの気持ちを受け止めつつ、生活援護課への相談を提案した。 →	・Wコーディネーターの提案に対し、「家を出たいので相談したい。」「個人情報は共有してもらって構わない。」と発言した。

情報収集②

（Wコーディネーターが生活援護課の相談歴を確認した内容）
・Dさんは令和3年頃まで約７年間生活保護を受けていた。
・保護受給中、家出や自殺企図があり、精神的に不安定な面が見受けられた。
・生活保護廃止後も本人から「病気でしんどい」という訴えがあり、警察からもDさんのことで相談が入っている。
・障害の診断は受けておらず受診もしていない。

・Dさんが帰宅後、自宅訪問の日程を調整するために何度かDさんの携帯に連絡を入れたがつながらなかった。	← ・面談中、疲れ切った様子で「疲れたので家に帰りたい。」と発言があり。食糧支援の提案やいつでも相談してもらっていいと伝え「分かった。」と言って帰宅した。

アセスメント②

2日間の面談の様子と関係機関から得られた情報から、Dさんは、精神的に追い込まれ、自暴自棄になっていると考えられる。まずは、DさんがWコーディネーターを支援者と認識するためと、事実確認や緊急性の判断をするために、自宅訪問を行い支援関係の構築を図ることとした。

支援段階		Wコーディネーターの支援	Dさんの動き
	支援3日目	・Dさんと連絡がつかず、Wコーディネーターが自宅を訪問した。家に人の気配はなく近隣を探しても見つからなかったのでDさんへの連絡を続けた。	・Dさんが連絡なく来所。「家族がいるので電話ができなかった。」と発言した。
		・まずは、電話ができなかったことを受け止めた。 ・Dさんの状態から考えて、堺市配偶者暴力相談支援センターに、一緒に相談することを提案した。	・Wコーディネーターの提案を受け、Dさんが「自分で電話をする」と発言した。
		・堺市配偶者暴力相談支援センターに、これからDさんからの電話が入ることと簡単な内容を事前に連絡した。	・別室でDさん自身で堺市配偶者暴力支援センターに電話相談を行った。 →「家に帰れるなら保護はできないと言われた。」とコーディネーターに報告し、「明日また来る」と言って帰った。
	情報収集③	（堺市配偶者暴力相談支援センターから聞き取った内容） ・「ペットの世話があるので家にいないといけない」、「離婚届を出さないと家を出られない」等の発言があった。 ・「本日家に帰ることができるのか」と確認すると、「今日は家に帰れる」との返答だったため、『本日は緊急性なく一時保護は行わない』という判断であった。	
	アセスメント③	Wコーディネーターは、Dさんが「家から逃げたい」と強く思っていることを堺市配偶者暴力相談支援センターと共有し、早期の面談の必要性を確認した。翌日、Dさんと配偶者暴力相談支援センター職員との面談を実施することとし、生活援護課とも情報共有を行った。	
	支援4日目	・事前にWコーディネーター、堺市配偶者暴力相談支援センター職員、生活援護課CWで、現在の情報を共有、整理をしDさんの意思を確認したうえで一時保護を進めて行く方針とした。	・Dさんが来所し、堺市配偶者暴力相談支援センターと面談を行った。
	役割分担	・面談終了後、すぐに三者で面談内容について共有を行った。 ①一時保護ではなく救護施設への入所を進める。 ②救護施設職員とDさんの面談を調整する。 ③入所までの食料支援とDさんが持って行く荷物の保管を支援する。 Dさんの意思を実現するために、①②③の内容をDさんが理解できるように伝えた。	・救護施設入所までの動きをDさんと確認した。 「家族が旅行から戻る直前に、家族と鉢合わせすることなく家を出たい。家族が帰ってくる前に役所に行く。」 「家族が旅行に行っている間に、家を出るので食料や荷物の保管は必要ない。」
	支援５日目	・Dさんが区事務所に来所した。Wコーディネーターが生活援護課へ同行し、その場でDさんは生活保護を申請し、当日中にCWが入所調整をしていた救護施設に入所した。	
	現在	・救護施設を出て他区で1人暮らしをしている。生活保護を受けながら自立に向け、就職活動を行っている。	

※**堺市配偶者暴力相談支援センター**…堺市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づき堺市配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者等からの暴力（DV）被害者の相談、支援を行っています。（堺市HPより）

【支援のポイント】
・Wコーディネーターは、面談や関係機関からの情報収集から精神的に追い込まれ自暴自棄になっていると考えられた。そのためDさんと支援関係の構築を図りつつ、関係機関と連携しながら対応した。
・Dさんの意向や精神状態を把握しながら面談の場面を設定し、支援者が考えた支援方針を、Dさんが理解できるように伝えた。そのことで、緊急的な対応があったDさんの自立生活につながった。

協働を進めるためのソーシャルワーク研修

中区・南区

東区・北区・美原区

堺区・西区

第3章
地域支援事例

地域支援事例１　**堺区【協議体設置⇒場の創出事例】**

つながりが希薄な公営団地における見守りネットワークの体制構築支援

●取組内容

住民の「何とかしたい」という声を聴き、住民とともに地域課題を把握し、住民が主体となり見守りネットワークの体制を構築した事例。自治会役員、地域包括支援センターと協働して、『住民懇談会』『住民アンケート』『見守り講座』『見守り隊の組織化』『ふれあい喫茶・おしゃべり広場の創出』など、多面的に『つながりづくり支援』を展開した。

●起こり・きっかけ

高齢化が進む公営団地で、住民から『高齢化による孤立の問題をなんとかできないか』という相談を受けて、高齢化が進み独居高齢者が多い団地でも、住民同士がお互いに見守り合える環境を構築することで、安全・安心に生活でき、孤立死・孤独死を予防できることを目的とし地域支援を開始した。

●状 況

（取組概要）

自治会役員の声から地域課題を把握し、高齢化が進み独居高齢者が多い団地でも、住民同士がつながり、お互いに見守り合える環境を整備することで、安全・安心に生活でき、孤立死・孤独死を予防できる『見守りネットワークの体制構築』を行うため、地域住民や地域支援者、地域包括支援センターと協働し、様々な側面から『つながりづくり支援』を展開した。

（背 景）

堺区戎島町の団地の人口は約1,200人で、65歳以上の人口は約640人、高齢化率は約54%であり、堺市全体の平均の約29%を大きく上回っている。また、空き家も増えている。

公営団地の自治会役員から、高齢化が進み独居高齢者も多く、住民同士のつながりが希薄で、孤立死・孤独死の事案も頻発していると相談があり、団地内での見守り体制を構築し、住民が安心に生活できる環境整備が必要となっていた。

（第1回の住民懇談会での意見）

- 気軽に相談できない、相談する術がない。
- 60歳、70歳が参加しやすい活動がない。
- 民生委員に欠員があり訪問がなくなった。
- それぞれの階のコミュニケーションが減ってきている。
- 身体的に階段が使えなくなった時の生活に不安がある。
- 身体面など重度の介護状態の方の見守りが課題である。

●行 動

－ 令和５年 －【情報収集と現状把握】

自治会役員から団地の高齢化による孤立の問題に関する相談が入る。

－ 令和６年 －【組織化】【計画策定】

- **計5回の住民懇談会の開催を行う。**
  住民同士の関係が希薄である現状や専門機関へ相談する場所を知らないといった課題を、１回目の懇談会で確認した。住民同士の見守り合える環境を整備するために懇談会を実施した。
- 住民アンケートの実施
- 通信紙の発行
- 自治会との調整
- 地域包括支援センターなど関係機関の調整

→**計画策定**

－ 令和７年 －【実施】

- 住民懇談会の開催
- ふれあい喫茶の開催支援
- ふれあい喫茶の広報物の作成と住民への周知
- 保健センター、地域包括支援センターとの調整

発行日: 2024年10月26日

えびすじま　つうしん　第１号

社協　堺区事務所からのお便り

戎島団地の見守りニュース

こんにちは、地域の皆さま！社会福祉協議会　堺区事務所です！
地域の見守り情報をお届けします。見守り活動や取り組みに向けた今までの経過を報告させていただきますのでぜひご覧ください。

住民懇談会を実施

R5年11月に自治会元役員より「戎島団地の高齢化による孤立の問題をなんとかできないか。」とのご相談を受けて現在まで計5回の住民懇談会を開催してきました。
住民懇談会を重ねて、地域の皆さまへ見守りについてのアンケート調査を行い、見守りができる地域づくりに向けて、現在取り組みを進めています。
今後も、住民懇談会を開催していきますのでご参加をお待ちしています。お話を聞きに来るだけでも構いませんので、ぜひお立ち寄りください。

見守り講座＆座談会を開催

R6.10.12に見守り講座＆座談会を開催し、15名の方にご参加いただきました。
内容は日ごろの活動であいさつなど普段からつながりづくりを心がけることで見守りの輪が広がること、外に出られない方々へ定期的な見守りの必要性についてのお話をしました。

・内容は好評で分かりやすい説明であったと感想をいただきました。
・困ったときの相談先がわからないので、１枚の紙にまとめて欲しいとの要望を受けて作成しています。
懇談会は皆さまの声を反映できる会となっています。

見守り隊有志を募集！！

戎島団地の見守り活動をしてくださる方を大募集！

・見守りの方法は？
・どれくらいの頻度で？
・異変を感じたときは？
など皆さまでお話を重ねていきましょう。

内容についてもこれから皆さまと検討していきましょう！

戎島団地の活動で有志を募っていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします！

堺市社会福祉協議会　堺区事務所
〒590-0078
堺市堺区南瓦町3-1（堺区役所　本館3階）
072-226-2987
FAX 072-226-1952
sakai@sakai-syakyo.net

発行した通信紙 えびすじまつうしん（Vol.1）

●成 果

その①

地域支援者との調整
住民懇談会の開催

住民からの相談を傾聴し、課題を把握する。

その後、課題解決のために自治会役員や民生委員と協議・調整を行い、見守りネットワーク構築に向けた企画を提案する。

住民の声を集約し、住民・自治会役員、民生委員児童委員、地域包括支援センター、コーディネーターなどが一堂に会し、団地を取り巻く現状や高齢化の課題を踏まえて『**住民懇談会**』を開催し、住民同士で見守り活動について話し合った。**（計6回）**

その②

住民アンケート調査の実施

住民懇談会の話し合いの中で『住民相互の見守りに関するアンケート』の必要性を確認し、実施を決定した。

住民の生の声を反映し、実りのある見守り活動を検討するため、下記の内容でアンケートの案をコーディネーターが作成し、自治会役員や関係機関と合意の元、実施した。約630世帯中・120件回収でき、回収率は約 19.1%であった。（紙面配布・集会所ポストに投函での回収）

アンケート調査の項目

●おひとり暮らしですか？
⇒はい 59.2%　いいえ 40.8%

●悩み事など相談できる人はいますか？
⇒はい 86.7%　いいえ 13.3%

●定期的に有志者が、安否・近況確認訪問する事をどう思いますか？
⇒必要 53.5%　不要 46.5%

●訪問希望の場合、頻度はどのくらいがいいですか？
⇒月1回 45.2%　2週間に1回 29%　週1回 22.6% など

その③

見守り講座＆座談会の開催

地域での住民同士での見守り活動について話し合う住民懇談会の中で『**見守り**』についての講座開催の希望があり、下記内容で講座を実施した。

❶はじめに～これまでの経過～
❷見守りって？
❸「お元気ですか訪問活動」
❹「日常のつながり」

その後、座談会を行い、様々な意見交換や話し合いを経て、最終的に以下の内容で今後の展望を提案した。

❶見守り隊の有志の受付（メンバー募集）をする
❷第1回ミーティング
（代表・副代表の決定、見守り隊の名前、役割）
❸見守りを希望する人の把握について検討する

その④

ふれあい喫茶
「おしゃべり広場」の創出

団地の住民が『お互いに見守る・つながる』関係性の構築を目的に、住民が気軽に集い、つながる場所の創出に向け、住民と話し合いをしながらふれあい喫茶を開催した。

当日の状況は、開始時刻と同時に次々と住民が来場し、カラオケ教室参加者の口コミや掲示板を見て参加したという若い女性の姿もあった。継続して開催することで幅広い年代層が打ち解け、つながりの輪が広がっている。

トピックス

通信紙の発行でさらに周知

コーディネーターが下記の内容で記事をまとめ、より多くの住民に情報を届けるために作成した。
また、途中から参加となる住民も経過が分かり主体的に参加ができるように工夫した。

❶住民懇談会の開催
❷見守り講座＆座談会の開催
❸見守り隊有志の募集など

●波及効果【コーディネーターの実践による効果(分析)】

この活動を通して、住民の声を聴き、住民が主体的に安全・安心な生活を守る取組についてコーディネーターが取り組んだ支援は、地域福祉におけるコミュニティーワークと言える。

住みやすい地域づくりのために、課題解決が必要な地域に対してアプローチを行い、『住民懇談会』の開催や『住民アンケート調査』を実施することで、より多くの住民の声を聴き、その課題を解決するため『見守り講座』の開催や『見守り隊の結成』に向けた支援を展開している。この展開により、住民自身が知らないことを学べ、見守りの重要性を再認識し、主体性が生まれた。また、支援を継続していくことで『見守り』が定着し、ネットワークの形成につながった。

加えて、新しい居場所の創出として住民が運営するふれあい喫茶『おしゃべり広場』も開催し、住民が集い、つながる場所が増えることにより、団地の住民が『お互いに見守る・つながる』関係がさらに醸成しつつある。

この公営団地における取組は、高齢化が進み、住民同士のつながりが薄くなっている他の地域でも活用できるコミュニティワークに立ち返った実践となった。

地域支援事例２　**西区【場の創出事例】**

みんなが「おもしろい」「楽しい」を中心につながる、新たな地縁の“わ”
～多様な主体によるつながりづくり～

●取組内容

住民や関係機関が、新たに地域でつながりあう場を創りだすために、こどもから大人までが「おもしろい」「楽しい」を中心につながる交流イベントを開催した。以前は校区で開催していた「餅つき大会」を復活させることを起点として、堺アーツカウンシルのプログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）はじめとする多様な主体と協働して企画し、「ふくひがFesta（フェスタ）」（以下、「Festa」）を実施することになった。

※堺アーツカウンシルとは…専門知識を有する人が文化芸術に携わる人たちを支援することで、文化芸術の振興を図り、文化芸術を活用して、子育て・教育・観光・都市の活性化といった様々な分野の社会的課題の解決をめざす組織です。（堺市HPより）

●起こり・きっかけ

福泉東校区では、ボランティアの高齢化や人材の不足により校区福祉委員会や自治会等の役員の負担感が増加していた。校区福祉委員長から「地域課題と校区の将来像について相談したい」とコーディネーターに相談があった。委員長、副委員長からは、「活動者の高齢化」「若年世代の校区への関心の低下」「住民同士のつながりを求めていない」「校区福祉委員会活動を知らない」といった課題がでた。住民の社会的孤立が加速することで、必要な支援につながりにくくなるという危機感を共有した。地域への関心が高まるようなしかけで、住民同士のつながりに結び付くようなイベントの開催を検討することになった。

ふくひがFestaのチラシ

●状 況

（背景）

福泉東校区の人口は約2,500人、65歳以上は約900人である。高齢化率は約35%で堺市全体平均の約29%を上回っている。4町会のうち1つの町会が担い手不足により解散し、老人会が休止となり、PTAは解散となった。

●行 動

・多様な主体への働きかけ

関与団体は、最終的に22団体となった。（自治会/校区福祉委員会/民生委員児童委員会/高齢者関係機関/教育関係/製材所）地域団体、専門機関、教育機関、民間企業など多様な主体に参画してもらい、イベントのプログラムの多様化や様々な世代に関心を持ってもらえるようなしかけを行った。

・あらゆる世代が参加しやすい企画内容の検討

みんなが「おもしろい」「楽しい」を中心につながることができる企画を検討した。企画には、最初からアーツカウンシルのPD・POが参画し様々なアイデアや視点を提供してもらった。

・地域コアメンバー(校区福祉委員会)との協議の場の調整

それぞれのメンバーが主体的に取り組めるようにコーディネーションし自由に意見やアイデアを出しあい合意形成ができるファシリテーションを行う。

・広報周知

Festa開催の背景と、みんなが「おもしろい」「楽しい」を中心につながるイベントの趣旨を説明した。校区の現状や地域の課題の共有を小学校や関係機関に行った。

共感性の“わ”を広げることで多様な関係機関の参画につなげた。

Festaの楽しい企画の雰囲気が伝わるようなチラシを作成して周知した。

・来年以降の継続に向けた協議の場のデザイン

①イベント開催の事後評価、意見出し
②開催目的を改めて共有
③次回の開催に向けての打合せ

・保護者世代の参画の促し

「あったらいいな」「やりたいな」という切り口で若い世代や多様な活動者の発掘を行った。

●成果

相談場面

①声を課題に、課題をつながりに

校区福祉委員長、副委員長からの相談を受け止め、世代を超えて関われる「Festa」を企画した。コーディネーターとして、対話の場や協議の場をコーディネートやファシリテートしながら、主体性や共感性を高めた。また、かつて校区で取り組んでいた餅つきを起点として企画した。多世代が自然に参加できるよう、内容や配置に工夫をした。

アーツカウンシル職員も交えた企画会議

準備・企画場面

②「つなぐ力」と「デザイン力」で創る、多世代交流のFesta

みんなが「おもしろい」「楽しい」を中心につながる企画として、餅つき、木工教室、たき火（ちび火）、健康チェック、折り紙、校区活動啓発の6つのブースを設けた。そのブースは、地域活動者に加え、保健センター、社会福祉法人、小学校の校長等が主体的に企画に携わった。多世代の参加者が自然に興味を持てるよう、ブースの構成や配置にも配慮した。老若男女が“ごちゃまぜ”になって「おもしろい」「楽しい」を共感しあう場、時間を大切に企画した。

コーディネーターとして、関係者の想いや強みを引き出し、堺アーツカウンシルのPD・POの経験や視点を活かして全体のデザインをコーディネートした。

実践場面

③地域を囲んで、世代がつながる餅つきの場

企画会議を進める中で、Festaの企画の起点を、以前から地域で行われている、餅つき大会とした。企画者からは、多世代のタッチポイントとなるよう、コンテンツの拡充や会場の変更などのアイデアや意見が出た。一方で、校区福祉委員会や自治会の一部からは、これまでとは別の祭りへと変化させることへの慎重な意見も寄せられた。コーディネーターは、住民の疑問や不安に一つずつ向き合いながら、地域が一体となって進められるように対話の場面をファシリテートした。当日は、若い世代やボランティアが餅をつき、ふるまうことで交流の“わ”が広がり、自然とつながりあえる場となった。

高校生・大学生も餅つきに参加

振り返り・展望場面

④振り返りの場面で今後の展望につなげる

Festa終了後は、参加者や関係者が集まり、振り返る場を設けた。これまでの取組を互いにねぎらいながら、来年度以降の展望についても意見を交わす時間となった。Festaは新しい地域人材の発掘にもつながり、若い世代や保護者などが地域活動に関心をもつきっかけになった。振り返りの場を通じて主体性と共感性を高め、新たな地縁の“わ”につながる土台づくりとなった。

・来場者数　約540名

・関与団体数　22機関

ふくひがFesta閉会後、校区、関係者の皆さんと

【コーディネーターの実践による効果(分析)】

コーディネーターとして、地域の活動者や社会福祉法人、堺アーツカウンシル等、多様な主体に働きかけ、多様な視点からの意見を出せる協議の場をファシリテートしたことで、各個人や組織が持つ「強み」を引き出すことができた。その協議の場自体が、地域活動者の気持ちを前向きに変化させた。

また、Festa終了後は振り返りの会議を開催し、互いにねぎらうとともに次回に向けての意見集約をした。その後、繰り返し地域活動者との対話の場を設けて、若い世代を含む多世代に働きかけている。みんなが「おもしろい」「楽しい」を中心につながる「地縁の“わ”」は、老若男女が“ごちゃまぜ”につながりあえる場として、今後の地域活動の展開にとって重要といえる。

地域支援事例３　**北区【場の創出事例】**

金岡こども館食堂×農事組合法人かなた
～こども食堂から広がる個別支援と地域づくりのプロジェクト～

●取組内容

こども食堂の立ち上げ支援を皮切りに、食堂代表者とのつながりから農事組合法人かなた（以下、「かなた」）から廃棄野菜の寄附提案を受け、北区子ども食堂ネットワークなないろ（以下、「なないろ」）で受け取りを調整した。寄附の調整だけでなく、販売できない野菜の収穫を、こども食堂やフリースクール、保育園・幼稚園のこどもたちが体験できる機会もあわせて創出した。さらに、これまでの協働関係を活かし、北区ボランティアフェスティバルでは寄附野菜の販売協力をこども食堂実践者に依頼し、フェスティバルの活性化とこども食堂のPRにつなげた。

●背景

こども食堂立ち上げのきっかけとなった金岡南中学校は、金岡小学校と金岡南小学校の2校からなる中学校で、約1,000人の生徒を抱える大規模校である。また、金岡小学校が900人以上、金岡南小学校は1,100人以上の児童を抱えるこどもの多いエリアである。生活に困窮する家庭は少ないと言われているが、今回、中学校で生活に困窮する問題が関係する事案があった。

●起こり・きっかけ

ほとんどの児童・生徒が学校での生活に問題はないが、一部お風呂に入れない気がかりなこどもがおり、学校や保護司が連携し、支援している状況である。そのような困窮状態にある家庭や課題を抱えるこども達の居場所、困りごとに対して個別にケアできる環境づくりを行いたいとコーディネーターへの相談がきっかけでプロジェクトが立ち上がった。

●取組の経過

校区の保護司から、こども食堂立ち上げについてコーディネーターに相談が入った。

他のこども食堂やフードバンクへの見学を実施し、関係者での会議を設定してこども食堂のコンセプトや活動の在り方について協議した。

なないろとかなたで、販売できない野菜をこども食堂へ寄附する廃棄野菜の削減プロジェクトを実施した。単に寄附するだけでなく、こども達に野菜の収穫体験の機会をあわせて提供している。

R６.３

こども食堂 立ち上げ相談

金岡こども館食堂 活動スタート

廃棄野菜の削減 循環プロジェクト

R６.11

北区ボランティア フェスティバル協力

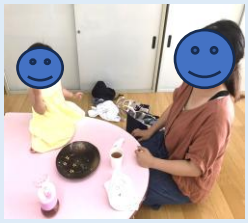

R6.7月に金岡こども館食堂がプレオープン。同年9月より本格実施し、月1回開催で、現在地域の親子が、平均50組が参加している。地元野菜を使用したメニューが提供されており、食事後は金岡こども館園庭で親子が遊べるようになっている。

北区ボランティアフェスティバルにおいて、かなたで収穫した新鮮な野菜を、こども食堂実践者が協力し販売した。売り上げの一部は、当日協力したこども食堂へ寄附された。

●関与団体

（関与団体数）　1団体　　⇒　　11団体

（関与団体）
金岡こども館食堂、子ども食堂つなぐば、子ども食堂タイヨウ、農事組合法人かなた、ガンバ保育園、わんぱく保育園、三国ケ丘フリースクール
金岡小学校、金岡南小学校、金岡南中学校、芝尾農園

こども食堂の立ち上げ支援から多様な機関とのつながりをつくることでプロジェクトをより効果的に推進している。

フリースクールの職員・児童による収穫の様子

●成果

当初は福祉課題のあるこどもを対象にしたケア型食堂の立ち上げ相談だった。コーディネーターは多くの関係機関が参加する協議の場面を設定し、よりよいこども食堂活動の展開につながるよう提案した。また相談者から、かなたとなないろとの協働実践の提案を受け、こども食堂やフリースクールへ参加調整を行い、廃棄野菜削減とこども達の農業体験の機会を創出した。さらにこれまでの支援関係を活かした北区ボランティアフェスティバルにおける実践から、かなたとこども食堂との継続的な協働関係の形成を進めた。

⑴コーディネーターの特徴的な取組

①提案資料の作成/協議の場の設定

こども食堂立ち上げの相談の中で、相談者の想いや、検討している食堂の方向性（当初は課題のあるこどもに限定した食堂を検討していた。）をコーディネーターがしっかり受け止めた。

そこから現状のこども食堂の実践等を共有し、他食堂の事例から対象を限定しない共生型のこども食堂で、支援の必要なこどもにアプローチする仕組みを提案した。

コーディネーターは、これらの情報提供や提案を、伝わりやすいよう資料にまとめ、学校等関係機関との協議の場面を設定した上で、効果的に行った。

②こども食堂とかなたとの協働にかかる調整

コーディネーターは、かなたからの廃棄野菜の寄附提供の提案に対し、寄附調整だけでなく、かなたとこども食堂の顔の見える協働関係の形成を意識した。かなたとなないろの連携事業検討会議を設定し、A.廃棄野菜の寄附、B.こども達への野菜の収穫体験の提供、C.北区ボランティアフェスティバルでの連携事業を通じた食堂への活動費寄附、D.かなたが生産する米の金岡こども館食堂への優先確保など、具体的な協働取組について検討することができた。

③これまでの支援関係を通じた新たな展開

コーディネーターが場づくりを行ったなないろとの連携事業検討会議において、北区ボランティアフェスティバルへの協力を提案し、こども食堂だけでなく、来場した住民との出会いの場を創出した。

またコーディネーターより、さかい地域応援プロジェクト会議での発表を金岡こども館食堂代表へ依頼した。堺市域全体に知ってもらうことで、他地域での多様な活動の活性化のヒントとなった。

令和6年度　さかい地域応援プロジェクト会議での発表

⑵取組の成果

①金岡こども館食堂の立ち上げ

会場：金岡こども館
開催：月1回
参加組数(平均)：親子10組から50組に増加
内容：地元の野菜を活用した食事の提供
　　と園庭での遊び

②こども食堂への廃棄野菜の提供

今回の事例を通じて、かなたとなないろとの協働関係が形成され、北区のこども食堂が継続的に米や野菜の寄附提供を受けられるようになったことで、企業の社会貢献活動・廃棄野菜削減につながった。

③こども食堂・フリースクールのこども達の農業体験の場の創出

かなたから野菜の寄附提供を受ける際、こども食堂やフリースクールのこどもたちが、かなたの畑でキャベツ・スナップエンドウの収穫を体験する機会ができた。

令和６年度は２回（11/15・11/22）収穫体験を実施した。こどもたちの貴重な体験になっている。

④定期的な小中学校との情報交換会の開催

こども食堂の立ち上げの過程で実施された小中学校の校長と協議場面を通じて、各学校の状況の共有や、状況にあわせたこども食堂の取組について検討することができた。

このような情報交換の場を定期的に持ちたいという意見から、現在も約3か月に1回開催されている。

北区ボランティアフェスティバルにおける取組の成果

ボランティアフェスティバルへの野菜販売協力から、フェスティバルのコンテンツがより充実し、来場者が増えた。また規格外の野菜販売はフードロス削減にもつながっている。さらにこども食堂の野菜販売協力による収益の一部をかなたから、協力したこども食堂へ寄附することで、こども食堂への運営支援にもなっている。

【コーディネーターの実践による効果(分析)】

こども食堂立ち上げの相談に対し、コーディネーターは相談者の『こんな活動にしたい』という想いを基軸に、こども食堂の活動事例や実践を踏まえ、よりよい活動をデザインし、わかりやすい資料にまとめ提案した。この一連の支援により、相談者とコーディネーター間において信頼関係が構築され、活動の展開などについてコーディネーターと相談をしながら取組が進められた。

また、こども食堂立ち上げや、農業体験、北区ボランティアフェスティバルでの協働の取組を進める際、多くの団体や学校関係者等が参加する協議の場面を設定した。その結果、各主体間でも顔の見える協働関係が形成され、多様な取組の実践につながっている。

個別課題から地域づくり支援の一体的展開を意識し相談支援と参加支援、地域づくり支援の好循環を創出した。

地域支援事例４　**東区【多機関協働事例】**

東区こども食堂ネットワーク×こどもに関わる行政・団体職員の交流会
地域福祉型研修センター　創造編研修

●取組内容

こども食堂実践者が“気がかりなこどもや世帯”を発見したときに専門機関へ気軽に相談し、必要に応じて専門機関と協働して支援できるネットワークづくりをめざして、地域福祉型研修センター事業の創造編研修を実施した。

●起こり・きっかけ

コーディネーターは日常業務の中で、東区のこども食堂と専門機関それぞれの課題や思いを把握してきた。こども食堂は、「自分たちの活動をもっと多くの人に知ってもらいたい」「困ったときに相談できる専門機関とのつながりがほしい」と感じていた。一方で専門機関はこども食堂の存在は知っていても、実態が分からず関わり方に迷っていた。
両者ともに「顔の見える関係」が築けていないことが大きな課題であり、協働できる関係性の構築が求められていた。

創造編研修のチラシ

●状 況

（背景）
東区では年々こども食堂が増加し、研修開催時点で18団体が活動していた。
令和4年4月にコーディネーターが東区こども食堂意見交流会を開催したことを機に、区内のこども食堂が情報交換や協力しあえる横のつながりを継続するため、東区子ども食堂ネットワークを発足した。現在2か月に１度定例会議を行っている。
また、各こども食堂の活動内容が充実し、食事提供だけでなく学習支援や体験活動等を行っているこども食堂も増えている。
一方、こども食堂で、支援が必要と思われる“気がかりなこどもや世帯”の発見から専門機関への相談は少ないという状況であった。その改善と合わせて専門機関によるこども食堂への理解も広めていく必要があった。

（取組概要）
コーディネーターは、こども食堂実践者が“気がかりなこどもや世帯”を発見したときに専門機関へ相談し、必要に応じて専門機関と協働して支援できるネットワークづくりをめざした。そのためにまずはこども食堂と専門機関がお互いを知る交流会を企画した。
東区こども食堂ネットワークの定例会議で、こども食堂へ専門機関との交流会を提案し合意形成を図り、区役所を中心とした専門機関へ開催に向けた調整を行った。
地域福祉型研修センター事業の創造編として実施した。

●関与団体数

（関与団体数）19団体
（関与団体種別）
こども食堂／行政（子育て支援課／保健センター）／障害者基幹相談支援センター／障害福祉事業所／堺市社会福祉協議会
〈※同種別複数団体の重複あり〉

こどもに関わる専門機関に幅広く呼びかけを行った。

●創造編研修について

（目標）専門職と地域活動者との協働関係を構築する。
（活動）日常生活圏域において専門職とこども食堂等地域活動者との協働研修の実施を行った。
区域、日常生活圏域の地域活動者と専門職が学びあい、すぐに協働しあえる関係性をつくり、重層的支援体制整備事業を推進するためのつながりづくりを行うことを目的とした研修。

●コーディネーターの取組

「東区子ども食堂ネットワーク ×こどもに関わる行政・団体職員の交流会」

日　時：令和7年2月4日（火）14:30～15:30
参加者：こども食堂活動者18人・専門職18人
内　容：①はじめに
②活動報告
③情報提供
④グループワーク・思いの分かちあい
⑤アンケート記入＋自由な交流（名刺交換）

事後アンケートより（抜粋）
こども食堂実践者
・いろんな分野の方と交流ができて良かった。
・どこに相談したらいいかがわかった。
・行政や団体の職員とつながり情報共有できたので今後のこども食堂で連携ができそう。
・支援が必要なこどもたちが校区内にいることを知った。

専門職
・こども食堂実践者と顔の見える関係ができた。
・具体的な話を聞くことができ、今後紹介しやすくなった。
・こども食堂と専門職が考えていることの違いを知ることができた。

その①　こども食堂ネットワークへのはたらきかけ

東区子ども食堂ネットワークの定例会議で、各こども食堂から“気がかりなこどもや世帯”の存在や対応について共有する機会を設けた。そのことで、東区のこども食堂の共通の課題認識になった。
相談できる専門機関を知り、顔の見える関係をつくっていきたいという機運を高め、専門機関との交流会を提案し合意を得た。

その②　専門機関、区役所へのはたらきかけ

専門機関から、こども食堂が実際にどのようなところかを知らずに、対象者へ案内してもよいものかという声を以前から聞いていた。
こども食堂の実際を知る機会として、区役所子育て支援課および保健センターを中心に、実施に向けて参加と事例提供の調整をした。

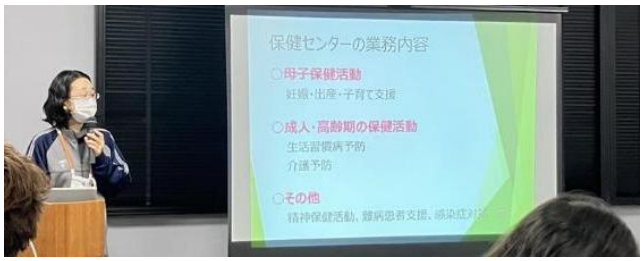

専門機関による事業説明

こども食堂実践者による事例発表

●成果

その①　専門機関によるこども食堂見学

交流会後、専門職からこども食堂見学の希望が複数あり、こども食堂の見学を行った。この研修会のねらいでもあったこども食堂と専門機関が、相談しやすい関係につながった。

その②　新たなこども食堂が誕生

参加したこども食堂実践者は、乳幼児を対象としたこども食堂の新規展開をかねてから検討していた。
この取組の支援の現状を保健センターから聞き、必要性を確信し、乳幼児向けこども食堂を開始することになった。

【波及効果【コーディネーターの実践による効果(分析)】

日常的なコーディネーターによる各こども食堂への支援と、区域におけるこども食堂ネットワークづくり（地域づくり支援）が基盤となり、“気がかりなこどもや世帯”の発見から専門機関への相談ができる関係づくりを行った。その手法は地域福祉型研修センターで培った場づくりの手法を用いて創造編として実施することで、それぞれの気づきや学びを促進した。
この取組によって、専門職によるこども食堂への見学という実際の行動を促し、さらに新たなこども食堂が誕生した。
多様な主体との協働を促進させ、重層的支援体制整備事業における相談支援、参加支援、地域づくり支援の循環を作り出そうとする実践である。

地域支援事例５　中区【生活支援事例】

買い物困難者の課題解決に向けた移動販売車の誘致と、地域活動の活性化を結びつける取組

●取組内容

深井西校区内の生活課題である買い物困難者の課題解決のため、移動販売車の誘致に向けた調整を行い、その運行を実現した。また、それだけでなく堺サンドイッチキャンパス（堺市の介護予防プロジェクト）の出前講座（キャラバン）を、同校区の地域活動で実践することで、校区内の新たな地域活動者の発掘や既存活動の活性化につなげた。移動販売車誘致と出前講座を一体的にコーディネートすることで、それぞれの取組が相互に作用する効果を生みだした。

●起こり・きっかけ

【移動販売車の誘致】
◎きっかけ
コーディネーターが校区福祉委員長と地域課題についての話し合いをする中で、買い物困難者の課題を把握した。
◎目的
買い物困難者の自立支援・介護予防を目的に、移動販売車の誘致を実現する。

【堺サンドイッチキャンパス出前講座（キャラバン）の調整】
◎きっかけ
校区の南部の地域活動は充実しているが、北部での地域活動は少ない状況にあり、活動に参加できる方が固定化している。北部の現状の改善に取り組むことを校区福祉委員長との話し合いの中で確認しあった。
◎目的
出前講座の実践を、校区内の新たな地域活動者の発掘につなげ、北部の地域活動の活性化を目的として実施する。

●状況

【深井西校区　人口・世帯数】
6,455人・3,077世帯（※令和7年5月末現在）

【地理的な特色】
一部エリアには、坂のアップダウンがある。校区の北西方面にはJR阪和線が、東側には泉北1号線が通っている。

【住民の特色】
北部は古くから住む地元の方が多く、南部は新興住宅地が多いため、転入者が多い。

【地域活動の状況】
いきいきサロンなどの地域活動は南部に集中している。北部に単位町会の会館はあるが、地域活動の実施は少ない。

移動販売車

移動販売車を利用する参加者同士の交流

●行動

【移動販売車の誘致】
・企画会議
（参加者：校区福祉委員長・コーディネーター1名）
・移動販売車の見学会
（参加者：地域活動者6名・コーディネーター1名）
・事業説明会の実施
（参加者：校区福祉委員長・
地域包括支援センター２名・コーディネーター3名）
・テスト運行
（参加者：地域住民41名・
地域包括支援センター1名・コーディネーター1名）
⇒令和6年4月から、毎週水曜日の定期運行が継続

【堺サンドイッチキャンパス出前講座（キャラバン）の調整】
・企画会議
（参加者：堺サンドイッチキャンパス事業担当者3名・
コーディネーター2名）
・他区の活動見学
（参加者：コーディネーター2名）
・校区活動者との打ち合わせ会議
（参加者：校区福祉委員長・堺サンドイッチキャンパス事業担当者2名・コーディネーター2名）
⇒令和7年3月「いきいきサロン」において
「ハンドドリップコーヒー体験」が実施される

●活動の経過

～令和5年度～
8月　買い物困難者の課題把握
8月・9月　移動販売車に関する情報収集・整理
9月　移動販売車の見学
10月～3月　停留所の選定など、運行に向けた調整

～令和6年度～
4月　移動販売車の運行開始
11月　停留所の変更・調整
（校区会館前：いきいきサロン終了時間に、
移動販売車が停留できるよう時間調整）
1月　他区で開催された、堺サンドイッチキャンパス出前講座（キャラバン）の見学
3月　校区「いきいきサロン」で、堺サンドイッチキャンパス出前講座（キャラバン）の開催

●成果

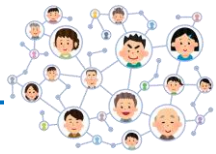

その①

移動販売車誘致による買い物（社会参加）の場の創出

コーディネーターは校区福祉委員長から買い物困難者の課題を聞いたその場で、堺市内の他エリアで移動販売車が運行していることを伝え、協働でこの課題に取り組んでいけるよう合意形成を図った。

課題解決に向けて校区内会議では校区福祉委員長から移動販売車誘致について説明してもらう場を持つなど、地域住民とコーディネーターが役割分担を行うことで“地域の困りごとを地域で解決していく”という機運づくりに取り組んだ。

成果として、これまで買い物が困難な為、介護保険制度でホームヘルパー（家事援助）を利用していた地域住民が、自力で買い物が出来るようになり“社会参加の場”が創出された。

その②

関係機関・企業（民間事業者）との協働による、取組の内容充実

移動販売車の運行に向けて、地域住民や関係機関を対象に「事業説明会」や「テスト運行」を実施した。

地域包括支援センターに対して、説明や情報共有をリアルタイムに行うことで、地域包括支援センターからも停留所についての提案が出され、地域住民にとって利便性の高い移動販売車の運行につながった。

また「出前講座」の実践については、堺サンドイッチキャンパス（堺市の介護予防プロジェクト）の実施事業者（株式会社ウェルビーイング阪急阪神）と日頃から地域活動についての情報交換を行い、関係性を構築していたことから実現したものである。日常的な多機関との連携が、取組に活かされている。

その③

校区活動の活性化と、新たな地域活動者の発掘

移動販売車の停留所をいきいきサロンの活動場所にして、いきいきサロン終了時間に移動販売車が停留することで買い物利用者の増加につなげた。

また、コーディネーターは校区の住民の特色や地域活動の実施状況等を把握し、北部の地域活動の活性化に向けた方策を地域住民と検討している段階であった。

このような経過があったことで、堺サンドイッチキャンパスの出前講座に関して、いきいきサロン（南部）で活動してもらうことが北部の新たな地域活動者の発掘にもつながると考えた。
実際に、新たな地域活動者を発掘する機会となり、北部での活動予定されるなどの成果がでている。

●波及効果／【コーディネーターの実践による効果(分析)】

コーディネーターが日常的に行っている地域アセスメント、地域住民との対話（アウトリーチ）、企業を含む多機関との連携等を組み合わせることで生活課題の解決や新たな活動の創出を行っている。

地域をよく知るコーディネーターは、２つの取組（移動販売車の誘致と出前講座を一体的に進め、買い物支援と地域活動の活性化が相互に作用する効果）を生む実践となった。

この移動販売車誘致の取組については、誘致前に校区内の会議で校区福祉委員長から取組について説明してもらう場を持ったことで、運行開始後には校区福祉委員長が「自校区での取組（実績）」として他校区の地域活動者に紹介した。近隣2校区が関心を寄せ、実際に1校区が運行の実現をおこなった。校区福祉委員長との意図的な役割分担を図ったことが“地域の困りごとを地域で解決していくこと”につながった。

推進･運営状況

1）推進体制

【日常生活圏域コーディネーター担当】 ※◎…地域活動推進係長

配属先	役職	氏名	CSW配置年度（日常生活ｃ）
堺区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎谷口 雄哉 橋本 直樹、力谷 浩文	平成21年度 （平成30年度）
中区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎黒川 智史 小坂 捺美、森田 祐弘	平成22年度 （平成29年度）
東区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎宮﨑 浩二 永冨 紋子	平成22年度 （平成30年度）
西区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎大西 静香 喜田 慶次郎利益、中野 裕子	平成22年度 （令和２年度）
南区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎嘉戸 智哉 、清水 佐織 中光 萌那、藤木 龍司	平成23年度 （平成29年度）
北区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎藤本 浩一、渡邉 隆一 町田 志保、梅田 麻依	平成23年度 （令和元年度）
美原区事務所	日常生活圏域コーディネーター	◎植谷 正紀	平成23年度 （令和２年度）
地域福祉課（事務局）	（事務局次長兼地域福祉課長）所 正文 （地域福祉課長補佐兼地域共生推進係長）増岡 智典 （第1層生活支援コーディネーター）手島 由里絵		
堺市	地域共生推進課、長寿支援課		

2）年間業務実施スケジュール

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①各区における実践	個別支援・組織化・ネットワーク化・地域支援など											
②各種会議の開催												
各区内の会議	随時必要に応じて開催（既存のネットワーク会議を活用）											
日常生活圏域コーディネーター連絡会		○		○		○		○		○		○
③日常生活圏域コーディネーターを推進するための研修・啓発活動												
個別支援における総合力向上研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スキルアップ研究・勉強会	○		○		○		○		○		○	
広域研修への参加	随　時（府社協：基礎研修、スキルアップ研修など）											
啓発・情報発信	随　時（情報発信・堺の福祉など）											
④関係機関との連携によるネットワーク形成	※随時（既存のネットワーク会議を活用）											
⑤プロジェクト企画・推進												
⑥評価に関する取組み	計画懇話会・推進協議会・統計化・事例分析など											
⑦企画立案・基本運営	委託契約	随　時（事務局会議など）										
⑧地域福祉型研修センターの運営												

個別支援における総合力向上研修

スキルアップ研究・勉強会

令和６年度　さかい地域応援プロジェクト会議

令和６年度

日常生活圏域コーディネーター活動報告書

発行：令和７年１０月
作成：社会福祉法人　堺市社会福祉協議会
堺市堺区南瓦町２－１
TEL（072）232－5420　FAX（072）221－7409
E-mail:chiikifukushika@sakai-syakyo.net